

第3次札幌市児童相談体制強化プラン

札幌市

令和3年（2021年）

はじめに

札幌市では、平成23年3月「札幌市児童相談体制強化プラン」を策定、平成29年に「第2次札幌市児童相談体制強化プラン」へ改定し、児童相談所と区役所の相談体制・機能の強化や、地域との連携の取組を進めてまいりました。

全国的にも児童虐待相談への対応件数は増加傾向にあり、重篤な児童虐待事案が続いたことで、児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律の改正や、国において児童虐待防止対策体制総合強化プランが策定されるなど、児童虐待防止対策の拡充が強く求められています。

また、令和元年6月には札幌市内で2歳の女の子がお亡くなりになるという大変痛ましい事案が発生し、このようなことが二度と起こらないよう、検証結果も踏まえ、全庁を挙げて対策に取り組んでまいります。

これまでの取組を継続・推進するとともに、困難を抱える子どもたちや、支援を必要とする家庭への相談や支援を抜本的に強化していくために、各区家庭児童相談室の機能強化や(仮称)第二児童相談所設置をはじめとする、新たな方向性と取組を「第3次札幌市児童相談体制強化プラン」としてまとめました。

次代を担う子どもたちが虐待から守られるなど、一人一人が安心して健やかに成長していくよう子どもの権利を保障するため、このプランに基づき、児童相談体制の強化に取り組んでまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、札幌市子ども・子育て会議の委員をはじめ、市民の皆さんや関係機関、団体の方々から貴重なご意見やご協力を賜りましたことに、心からお礼を申し上げます。

令和3年（2021年）3月

札幌市長 秋元克広



目 次

第1章 強化プランの策定にあたって	1
1. 強化プラン策定の趣旨	1
2. 強化プランの位置付け	2
3. 計画期間	2
4. 持続可能な開発目標(SDGs)との関連	3
第2章 札幌市の児童相談に関する現状	4
1. 札幌市児童相談所の状況	4
(1) 相談種別受理件数	4
(2) 児童虐待相談の経路	5
(3) 児童虐待通告件数	6
(4) 児童虐待の対応件数(種別)	8
(5) 一時保護児童数	9
(6) 札幌市児童相談所の体制	10
2. 札幌市における児童相談体制の状況	12
(1) 区家庭児童相談室	12
(2) 児童家庭支援センター	13
(3) 要保護児童対策地域協議会	15
3. 社会的養護の状況	18
(1) 社会的養護の体制	18
(2) 社会的養護経験者への支援	20
4. 児童相談等に関する件数の推計	21
5. 第2次札幌市児童相談体制強化プランの実施状況	22
6. 令和元年6月2歳女児死亡事案への取組状況	24
第3章 札幌市の児童相談に関する課題と基本的方向性	27
第4章 具体的取組	31
1. 子どもの権利擁護	31
(1) 児童虐待防止に向けた普及啓発活動	31
(2) 「権利ノート」の活用の徹底	31
(3) 子どもの意見を聞く場の設定やアドボケイト制度の検討	31
(4) 子どもの権利擁護に関する専門性の強化	32

2. 地域における相談支援体制の強化	32
(1) 要保護児童対策地域協議会の機能強化	32
(2) 各区における児童相談支援体制の強化	33
(3) 母子保健相談体制の強化	33
3. 専門的相談支援体制の強化	34
(1) 児童福祉司など専門職員の計画的な配置	34
(2) 介入と支援に対応した体制の確立	34
(3) アセスメントシートの活用や進行管理の徹底	34
(4) 専門的な力量を持つ職員を採用、育成、配置できるキャリア形成や体制	35
(5) 体系的な研修の計画と実施	35
(6) (仮称)第二児童相談所の整備	35
(7) 一時保護体制の強化	35
(8) 児童相談所と各区の連携強化、区支援機能の構築	36
(9) 検証報告書の提言への取組に対する評価	36
(10) 児童相談所の自己点検の実施、外部評価の検討推進	37
4. 個々の子どもの状況に応じた社会的養護体制の充実	37
(1) 里親委託と里親支援の推進	37
(2) 施設の小規模かつ地域分散化	37
(3) 施設機能の強化及び一時保護機能拡充	37
(4) 児童家庭支援センターの増設と連携強化	38
(5) 母子生活支援施設の活用に向けた連携強化	38
(6) 社会的養護自立支援の推進	38
5. 関係機関との連携・支援の体制や支援制度の強化	39
(1) 児童虐待防止ハンドブックの活用	39
(2) 関係機関と連携した支援の体制	39
(3) DV相談窓口との連携強化	40
(4) 思春期・若年期の女性への支援のあり方の調査・検討及び取組の実施	40
第3次札幌市児童相談体制強化プランの取組一覧と実施時期等	41
 第5章 (仮称)第二児童相談所設置について	46
1. 児童相談所設置	46
(1) 児童相談所の設置目的等	46
(2) 児童相談所の機能	46
(3) 児童相談所の業務	46
2. 札幌市児童相談所の現状	47
(1) 札幌市児童福祉総合センター施設概要	47

(2) 児童相談所諸室構成	47
3. (仮称)第二児童相談所設置方針	48
(1) 児童相談所2所体制化	48
(2) 施設整備の条件	49
(3) 施設プラン	51
(4) スケジュール等(想定)	54

＜参考資料＞

1. 札幌市子ども・子育て会議(児童福祉部会)での検討経過	55
2. 札幌市子ども・子育て会議 児童福祉部会 委員名簿	56
3. 令和元年6月死亡事例に係る検証報告書【概要版】	57
4. 相談先一覧	58
5. 「第3次札幌市児童相談体制強化プラン(案)」に対する市民意見の概要と 札幌市の考え方	59

第1章 強化プランの策定にあたって

1. 強化プラン策定の趣旨

札幌市では、平成22年度に「札幌市児童相談体制強化プラン」（平成23年度～平成26年度）を策定し、児童相談所及び区役所の体制や機能の強化、関係機関との連携に取り組んできました。

平成29年度には、増加する児童相談に迅速かつ的確に対応するため、「第2次札幌市児童相談体制強化プラン」を策定のうえ、平成29年度から平成31年度までを重点取組期間に設定して、有識者や関係機関と議論を重ねて新たなアセスメントツール¹を開発したほか、「児童虐待防止ハンドブック」や「在宅支援アセスメントシート」を作成してきました。

また、児童相談関係職員の専門性を強化するため、職員の体系的な研修を実施するとともに、児童相談所に常勤の医師を配置するなど、医学的診断体制や弁護士への法律相談体制を整備して、児童相談体制の強化を進めてきました。

さらに、児童相談所では、相談機関の適切な役割分担と連携体制の強化を目指して、児童相談システムを区家庭児童相談室²にも拡大し、児童相談所、区家庭児童相談室及び児童家庭支援センター³による情報共有会議を新たに設置するなど、関係機関と定期的な連絡会議等を行うことで連携強化を図ってきました。

このように、児童相談体制や関係機関との連携について強化に努めてきましたが、令和元年6月には児童虐待死亡事案が再び発生したことを見て、札幌市では児童虐待防止対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置し、全庁横断的に再発防止に取り組んでいるところです。

この事案に関し、札幌市子ども・子育て会議⁴児童福祉部会による検証報告では、札幌市行政のあり方について様々な指摘がなされており、推進本部では、児童虐待防止対策をはじめ、必要な体制づくりに向けた取組を進めています。

痛ましい事案を再び繰り返さないため、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所の体制や専門性の強化をはじめ、各区で子どもの福祉を担当する部所の体制や連携を強化し、また、この間の児童福祉法等の改正に対応するため、本強化プランを策定して児童相談体制の強化を図っていきます。

¹ 「アセスメントツール」：一般的に福祉分野において、困りごとを抱えている方を正しく知るため、その状況を包括的に把握（情報収集）し、対応すべき課題を捉えて、背景や要因を分析することで解決の方向性を見定める手続（アセスメント）を行うために使われるチェックリスト等の手段のこと。

² 「家庭児童相談室」：子どもの福祉に関する身近な相談窓口として、児童虐待通報のほか、療育相談等の来所・電話相談を受ける部所として、札幌市内の各区保健センター等に設置されている。

³ 「児童家庭支援センター」：地域における子どもの福祉に関する専門的な相談に応じる施設として、電話による子育て相談及び緊急時の訪問相談等を行っている。詳細については、13ページを参照。

⁴ 「札幌市子ども・子育て会議」：子ども・子育て支援法第77条第1項及び第3項の規定に基づき子ども・子育て支援に関する事業計画の策定などについて審議・調査等を行う機関のことで、委員は、子どもの保護者、事業主の代表者、子ども・子育て支援事業の従事者、学識経験者などで構成されている。

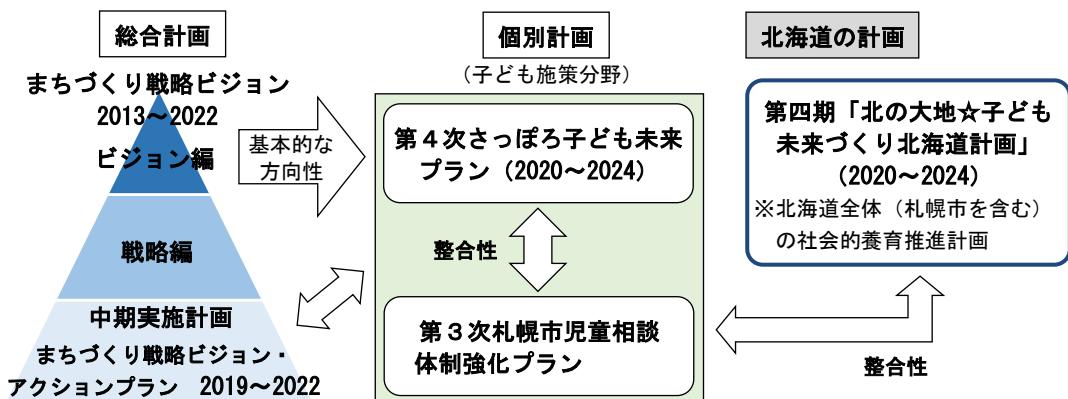
2. 強化プランの位置付け

本強化プランは、児童相談所が中心となって継続的に取り組んでいく施策の方向性を示すとともに、その方向性を実現するための具体的な取組を明らかにしたものです。

本強化プランに基づき、児童相談体制・機能の強化をはじめ、区役所や関係機関との役割の明確化や連携体制の構築などの施策を全庁一体的に進めていきます。

なお、施策の展開にあたっては、札幌市の子ども施策に係る総合的な計画である「第4次さっぽろ子ども未来プラン」（令和2年度～令和6年度）や、北海道における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像について記載した第四期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」（令和2年度～令和6年度）と密接に関連することから、これらの計画と整合性を図りながら取組を進めています。

また、札幌市のまちづくりの計画として最上位に位置付けられる「札幌市まちづくり戦略ビジョン」において、本強化プランは、子ども子育て分野の個別計画として位置付けられていることから、その基本的な方向に沿った計画となるよう策定します。



3. 計画期間

本強化プランの計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までとします。

また、取組内容等について、令和4年度（2022年度）に中間的な点検・評価を行います。

4. 持続可能な開発目標(SDGs⁵)との関連

平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の推進にあたっては、国や企業、自治体などの全ての主体が取り組むこととされています。

札幌市は、平成30年(2018年)6月にSDGsの達成に向けた優れた取組を提案する「SDGs未来都市」に選定され、計画の策定や各種取組に際して、SDGsの視点や趣旨を反映させることとしています。



本強化プランでは、関連する第4次さっぽろ子ども未来プランが目指す次の6つの目標との整合性を図りながら各種取組を進めていきます。



⁵ 「SDGs」：サステイナブル・デベロップメント・ゴーラズの略。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17の目標(ゴール)と169の取組(ターゲット)から構成されている。

第2章 札幌市の児童相談に関する現状

1. 札幌市児童相談所の状況

(1) 相談種別受理件数

令和元年度に児童相談所が受理した相談件数は 8,453 件となっています。相談件数は年々増加しており、特に「児童虐待相談」は、令和元年度には 2,401 件と、平成 27 年度と比べて約 1.6 倍に増加しています。

令和元年度の相談種別の内訳では、「養護相談（児童虐待相談を含む）」が 4,615 件（54.6%）と半数以上を占めていて、次に障がい相談 29.7%（2,514 件）の割合が高くなっています。

図表1 相談種別受理件数(推移)

種別	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
養護相談	3,346	50.9%	3,451	51.2%	3,701	52.8%	3,922	52.5%	4,615	54.6%	
うち児童虐待相談	1,480	22.5%	1,798	26.7%	1,909	27.2%	1,885	25.2%	2,401	28.4%	
保健相談	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%	1	0.0%	
障がい相談	216	3.3%	211	3.1%	252	3.6%	253	3.4%	285	3.4%	
肢体不自由相談	0	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.0%	
視聴覚障がい相談	641	9.8%	509	7.6%	309	4.4%	89	1.2%	42	0.5%	
言語発達障がい等相談	58	0.9%	46	0.7%	52	0.7%	38	0.5%	43	0.5%	
重症心身障がい相談	1,332	20.3%	1,545	22.9%	1,459	20.8%	1,622	21.7%	1,775	21.0%	
知的障がい相談	157	2.4%	155	2.3%	337	4.8%	398	5.3%	367	4.3%	
発達障がい相談	2,404	36.6%	2,467	36.6%	2,409	34.4%	2,400	32.1%	2,514	29.7%	
非行相談	95	1.4%	103	1.4%	82	1.0%	34	0.5%	38	0.4%	
ぐ犯行為等相談	168	2.6%	154	2.3%	145	2.1%	141	1.9%	120	1.4%	
触法行為等相談	333	5.1%	334	5.0%	391	5.6%	389	5.2%	367	4.3%	
育成相談	57	0.9%	65	1.0%	54	0.8%	49	0.7%	55	0.7%	
性格行動相談	10	0.2%	4	0.1%	8	0.1%	3	0.0%	0	0.0%	
不登校相談	150	2.3%	14	0.2%	16	0.2%	28	0.4%	14	0.2%	
適性相談	550	8.4%	417	6.2%	469	6.7%	469	6.3%	436	5.2%	
育児・しつけ相談	106	1.6%	246	3.7%	287	4.1%	544	7.3%	767	9.1%	
その他相談	合計	6,574	100%	6,735	100%	7,011	100%	7,477	100%	8,453	100%

(端数処理をしているため、内訳の合計が 100% にならない場合があります。)

※ 発達障がい相談について、平成 28 年度まで言語発達障がい等相談に計上していた事案が

ありましたが、「言葉の遅れ」は、発達の遅れに起因するものが多いため、平成 29 年度から発達障がい相談として統一するよう整理したことで、それぞれ件数が変動しています。

また、平成 27 年度までは、虐待通告の調査結果で「虐待なし」と判断された事案については、育児・しつけ相談として計上していましたが、平成 28 年度から養護相談として計上することとしたため、育児・しつけ相談件数は急激に減少しています。

(2) 児童虐待相談の経路

令和元年度における児童虐待相談の経路を見ると、「警察」が 1,536 件(64.0%)、「家族（小計）」が 271 件(11.4%)と多くなっています。

図表2 児童虐待相談経路の件数と割合

			平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		
			件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
家族	虐待者本人	父親	14	0.9%	1	0.1%	3	0.1%	0	0.0%	40	1.7%	
		母親	146	9.9%	37	2.1%	32	1.7%	43	2.3%	142	5.9%	
		その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	
	虐待者以外	父親	10	0.7%	29	1.6%	45	2.3%	42	2.2%	23	1.0%	
		母親	12	0.8%	120	6.7%	123	6.4%	173	9.2%	48	2.0%	
		その他	7	0.5%	16	0.9%	11	0.6%	20	1.1%	17	0.7%	
(小計)			189	12.8%	203	11.4%	214	11.1%	278	14.8%	271	11.4%	
親戚			51	3.5%	18	1.0%	30	1.6%	21	1.1%	27	1.1%	
児童本人			15	1.0%	12	0.7%	13	0.7%	13	0.7%	18	0.7%	
近隣・知人			39	2.6%	114	6.3%	91	4.8%	79	4.2%	146	6.1%	
福祉事務所・児童委員等			29	2.0%	40	2.2%	31	1.6%	65	3.4%	41	1.7%	
保健センター			27	1.8%	45	2.5%	44	2.3%	18	1.0%	24	1.0%	
保育所・児童福祉施設等			14	0.9%	33	1.8%	26	1.4%	47	2.5%	46	1.9%	
医療機関等			30	2.0%	43	2.4%	43	2.2%	44	2.3%	42	1.7%	
学校等			78	5.3%	90	5.0%	105	5.5%	98	5.2%	161	6.7%	
警察			998	67.4%	1,183	65.8%	1,300	68.0%	1,184	62.8%	1,536	64.0%	
その他			10	0.7%	17	0.9%	16	0.8%	38	2.0%	89	3.7%	
合計			1,480	100%	1,798	100%	1,913	100%	1,885	100%	2,401	100%	

(端数処理をしているため、内訳の合計が 100%にならない場合があります。)

また、年度をまたいで受理・対応した相談について、平成 30 年度に整理を行っています。)

※ 警察の件数には、子どもの面前DV⁶による心理的虐待に関する児童通告を含みます。

⁶ 「DV」：Domestic Violence(ドメスティックバイオレンス)の略語であり、配偶者や交際相手からの暴力のことをいう。「暴力」は、「身体的暴力」「精神的暴力」「性的暴力」等のいくつかに分類される。

(3) 児童虐待通告件数

虐待通告件数は、図表3－1のとおり年々増加しており、令和元年度の虐待通告件数は2,100件と、平成27年度の約1.5倍にまで増加しており、通告のうち虐待と認定された件数をグラフで表すと、図表3－2のとおりとなり、令和元年度は約半数の1,014件が虐待と認定されています。

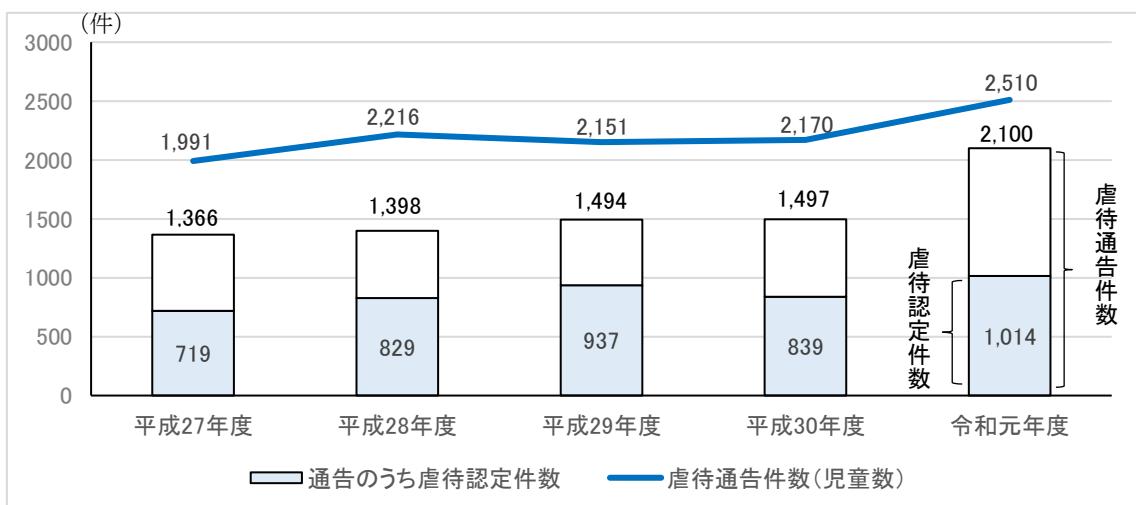
また、通告の経路を見ると、図表4のとおり「警察」からの通告が1,150件と最も多くなっています。

図表3－1 児童虐待通告件数と認定件数(推移)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
虐待通告件数(世帯数)	1,366	1,398	1,494	1,497	2,100
増減率(前年度比)	8.8%	2.3%	6.9%	0.2%	40.3%
通告のうち虐待認定件数(件)	719	829	937	839	1,014
【参考】通告件数(児童数)	1,991	2,216	2,151	2,170	2,510

※ 児童虐待通告件数は世帯単位での通告受理件数となっており、児童虐待相談件数は児童個人単位での集計件数となっているため、通告件数と相談件数の数値は一致しません。

図表3－2 児童虐待通告件数と認定件数(関係グラフ)



図表4 児童虐待通告件数(世帯数)の経路

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
家族	父親	19	19	15	24	29
	母親	12	12	20	14	18
	その他	1	2	3	1	9
親戚		30	21	34	37	29
児童本人		8	8	12	9	14
近隣・知人		443	416	377	391	598
区役所・児童委員等		22	22	9	28	19
保健センター		3	3	23	1	8
保育所・児童福祉施設等		17	15	12	27	22
医療機関		37	19	19	29	28
学校等		51	51	62	79	107
警察		692	781	888	831	1,150
その他		31	29	20	26	69
合計		1,366	1,398	1,494	1,497	2,100

(4) 児童虐待の対応件数(種別)

令和元年度に対応した児童虐待相談 2,401 件の内訳は、図表 5 のとおり、「心理的虐待」が 1,339 件 (55.8%) と最も多くなっており、警察からの子どもの面前DV通告に伴う心理的虐待の認定が多いことが主な理由となります。

また、図表 6 の被虐待児の年齢構成を見ると、「7~12歳（小学生）」の割合が最も高くなっています。ただし、「0~2歳」と「3~6歳」を合計した就学前の児童の件数は小学生よりも多く、半数近く (46.4%) となっており、虐待児童全体の中で就学前の児童が大きな割合を占めていることになります。

図表5 児童虐待相談の種別対応件数

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
身体的虐待	184	12.4%	263	14.6%	290	15.2%	346	18.4%	508	21.1%
性的虐待	16	1.1%	18	1.0%	21	1.1%	12	0.6%	16	0.7%
ネグレクト ⁷	356	24.1%	432	24.0%	463	24.2%	518	27.5%	538	22.4%
心理的虐待	924	62.4%	1,085	60.3%	1,139	59.5%	1,009	53.5%	1,339	55.8%
合計	1,480	100%	1,798	100%	1,913	100%	1,885	100%	2,401	100%
増減率(対前年度)		27.7%		21.5%		6.4%		▲1.5%		27.4%

(端数処理をしているため、内訳の合計が 100% にならない場合があります。)

図表6 被虐待児の年齢構成

(年齢)	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
0~2歳	421	23.4%	405	21.2%	396	21.0%	509	21.2%
3~6歳	433	24.0%	516	27.0%	446	23.7%	605	25.2%
7~12歳	580	32.3%	611	31.9%	646	34.2%	811	33.8%
13~15歳	257	14.3%	268	14.0%	281	14.9%	346	14.4%
16~18歳	107	6.0%	113	5.9%	116	6.2%	130	5.4%
合計	1,798	100%	1,913	100%	1,885	100%	2,401	100%

(端数処理をしているため、内訳の合計が 100% にならない場合があります。)

※ 年齢は、相談対応を行った時点での満年齢となります。

⁷ 「ネグレクト」：児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置等、保護者としての監護を著しく怠ることをいう。

(5) 一時保護児童数

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき、児童相談所では、「児童の安全を迅速に確保する」、「児童及び保護者が適切な支援を受けることができるよう、その状況を把握し、評価する」ため、児童相談所長が必要と認めるときは一時保護を行うことができるとされています。

なお、原則、一時保護所を利用しますが、児童養護施設や里親等に委託（一時保護委託）する場合もあります。

一時保護児童数は、図表 7 及び図表 8 のとおり、一時保護所の保護児童数、一時保護委託の児童数ともに増加傾向にあり、令和元年度に札幌市の一時保護所を利用した児童数は、実人員で 458 人（前年度比 95 人増）、延人員で 16,356 人となっています。

札幌市では、緊急での一時保護が必要なケースも多く、平成 28 年 4 月から定員数を 36 人から 50 人に拡充して対応しているところです。

図表7 一時保護所における一時保護児童数の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実人員	305 人	361 人	382 人	363 人	458 人
延人員	9,887 人	13,075 人	13,412 人	14,180 人	16,356 人
一日平均在所児童数	27.1 人	35.8 人	36.7 人	38.8 人	44.7 人
一人平均在所日数	32.4 日	36.2 日	35.1 日	39.1 日	35.7 日

※ 年度をまたいで一時保護した場合は、一時保護所を退所した年度でカウントしています。

図表8 一時保護委託児童数の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実人員	304 人	207 人	238 人	346 人	513 人
延人員	8,317 人	8,820 人	8,284 人	7,489 人	11,717 人
一日平均委託児童数	22.8 人	24.1 人	22.7 人	20.5 人	32.0 人
一人平均委託日数	27.4 日	42.6 日	34.8 日	21.6 日	22.8 日

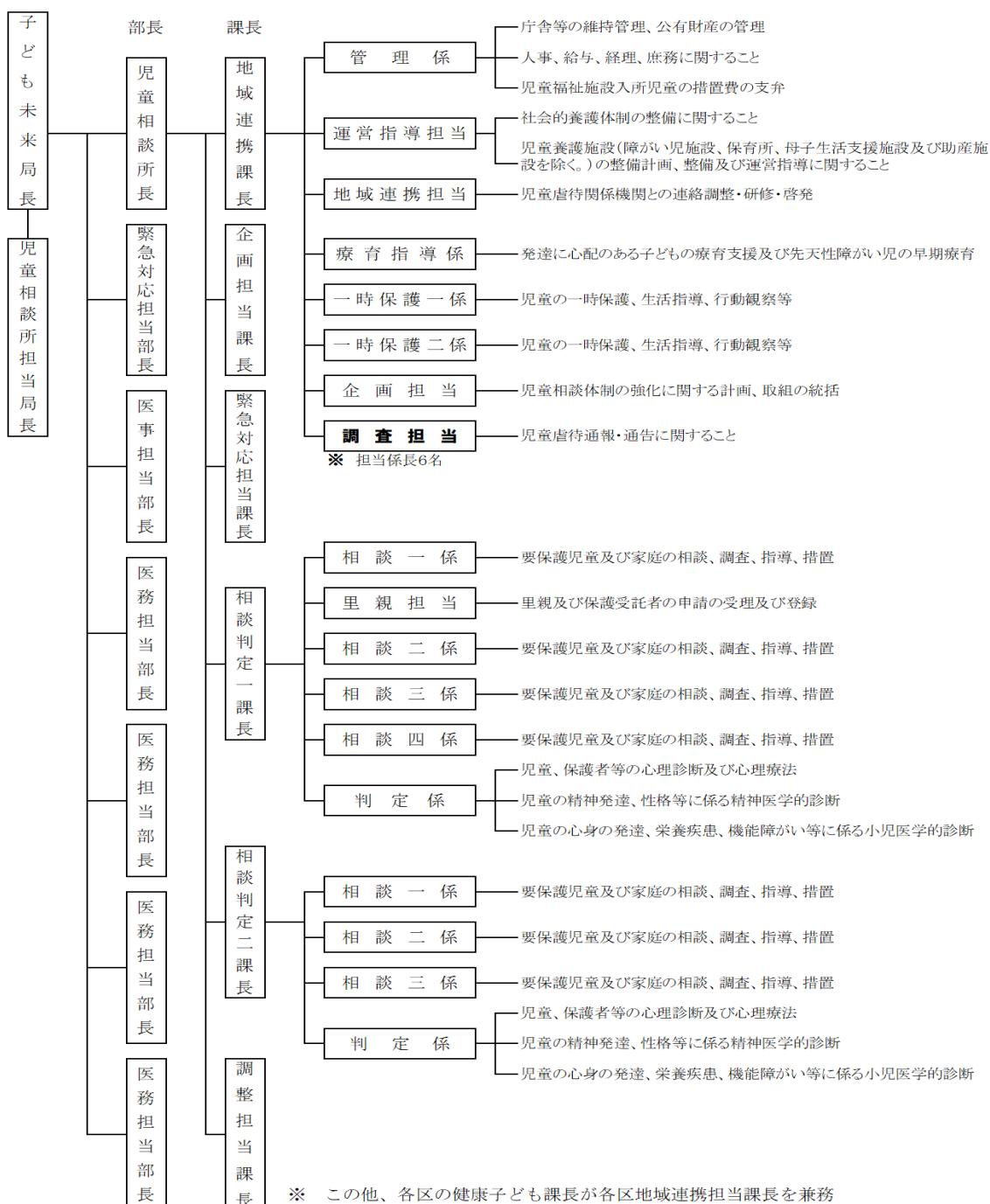
※ 平成 30 年度から、警察署からの身柄付通告を警察署への一時保護委託として実人員に計算することになったことから、実人員及び一人平均委託日数が平成 29 年度以前に比べて大きく変動しています。また、年度をまたいで一時保護委託した場合は、委託解除を行った年度でカウントしています。

(6) 札幌市児童相談所の体制

札幌市児童相談所は、図表9のとおり6つの課で構成し、児童に関する相談対応や支援業務を行っています。

令和2年4月からは、緊急対応担当（調査担当※）の職員を増員するなど、休日や夜間に受理した通告にも迅速に対応できる体制を整備して、48時間以内の児童の安全確認の徹底に努めています。

図表9 札幌市児童相談所機構図(令和2年度)



【参考】他の政令指定都市の児童相談所

他の政令指定都市の状況は、図表 10 のとおりです。

大阪市では、2021 年度に 3 か所目、2026 年度に 4 か所目の児童相談所が開設予定です。

図表 10 政令指定都市の状況

	児童相談所 設置数	児童福祉司 ⁸ 数 (人)	人口	
			(人)	うち15歳未満
札幌市	1	39	1,955,457	221,028
仙台市	1	27	1,062,585	133,675
さいたま市	1	49	1,302,256	171,968
千葉市	1	29	970,049	118,730
横浜市	4	132	3,745,796	461,672
川崎市	3	62	1,500,460	194,345
相模原市	1	30	718,367	87,139
新潟市	1	22	792,868	95,778
静岡市	1	21	702,395	82,346
浜松市	1	26	804,780	106,283
名古屋市	3	106	2,294,362	287,674
京都市	2	58	1,412,570	162,040
大阪市	2	111	2,714,484	303,270
堺市	1	41	837,773	108,610
神戸市	1	40	1,538,025	188,133
岡山市	1	23	709,241	95,976
広島市	1	30	1,196,138	164,719
北九州市	1	25	955,935	119,055
福岡市	1	39	1,540,923	209,170
熊本市	1	31	734,105	103,194

※ 児童相談設置数所及び児童福祉司数は令和元年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議（令和元年 8 月 1 日開催）資料から、人口は平成 31 年 1 月 1 日住民基本台帳から引用

⁸ 「児童福祉司」：児童福祉法第 13 条の規定に基づいて児童相談所に配置される職員のことで、児童の保護や児童の福祉に関する事項について保護者などからの相談に応じ、必要な調査や社会的診断に基づき、指導や助言を行う。

2. 札幌市における児童相談体制の状況

(1) 区家庭児童相談室

各区では、18歳未満の子どもの福祉に関する身近な相談窓口として、家庭児童相談室を設置しています。

家庭児童相談室では、保健師や国が定めた研修を修了した者が、児童相談所や区役所内の関係部所、保育所、小・中学校等の関係機関と連携しながら、子どもの養育をはじめ、心身の発達、親子・家族関係に関する相談や、いじめ、不登校などの教育相談などにも対応しています。

相談については、来所相談、家庭訪問のほか、電話での対応も行っており、令和元年度においては、「養護相談（児童虐待相談を含む）」が2,756件と最も多く、家庭児童相談室で受ける相談の約8割となっています。

図表 11 家庭児童相談室の相談種別受理件数(推移)

上段:小計、下段:内数 (単位:件)

種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
養護相談	2,016	1,950	2,260	2,548	2,756
児童虐待相談	160	232	179	231	276
保健相談	9	7	7	11	10
障がい相談	47	77	85	94	77
肢体不自由	2	2	3	0	3
視聴覚障がい	1	0	0	0	0
言語発達障がい等	4	4	4	4	2
重症心身障がい	0	0	0	0	1
知的障がい	13	2	6	7	2
発達障がい	27	69	72	83	69
非行相談	13	14	8	5	10
ぐ犯行為等	12	10	8	4	9
触法行為等	1	4	0	1	1
育成相談	504	454	430	451	396
性格行動	165	179	158	166	125
不登校	292	236	230	245	234
適性	15	11	12	11	10
育児・しつけ	32	28	30	29	27
その他の相談	197	84	58	175	217
合計	2,786	2,586	2,848	3,284	3,466

図表 12 各区の相談種別受理件数(令和元年度)

(単位:件)

種別	区	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区	合計
養護相談		333	263	435	445	215	219	206	141	368	131	2,756
児童虐待相談		61	7	32	33	69	10	23	13	23	5	276
保健相談		1	1	1	3	2	1	—	—	1	—	10
障がい相談	肢体不自由	—	—	—	—	2	—	—	—	—	1	3
	視聴覚障がい	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	言語発達障がい等	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	2
	重症心身障がい	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1
	知的障がい	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	2
	発達障がい	19	6	1	6	18	9	3	—	6	1	69
非行相談	ぐ犯行為等	2	—	1	3	2	—	—	—	—	1	9
	触法行為等	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1
育成相談	性格行動	14	11	6	20	22	18	1	3	9	21	125
	不登校	18	21	35	47	50	19	23	—	15	6	234
	適性	4	2	—	1	2	1	—	—	—	—	10
	育児・しつけ	4	2	2	4	13	—	—	—	2	—	27
その他の相談		66	32	23	28	12	17	8	15	1	15	217
合計		461	338	505	558	339	285	241	159	404	176	3,466

※各区の相談先については、参考資料「4. 相談先一覧 (58 ページ)」を参照。

(2) 児童家庭支援センター

児童家庭支援センターとは、地域における子ども、家庭の福祉の向上を図ることを目的に、児童福祉法に基づき設置された福祉施設です。子どもの福祉に関する専門的な相談に応じる施設として、児童虐待や非行、子育て不安といった様々な児童相談に応じており、児童、家庭、地域住民だけでなく、里親やファミリーホームにも助言等を行っています。

また、より身近な地域の中で、子どもの権利侵害に関する問題に素早く対応できることから、児童相談所からの委託により、夜間・休日の児童虐待通告等への初期調査業務も行うなど、児童虐待防止に重要な役割を果たしています。現在、札幌市内には以下の4か所があります。

図表 13-1 児童家庭支援センターへの相談件数(令和元年度)

種別	相談援助形態	電話 相談	来 所 相 談	訪 問 相 談	心 理 療 法 等	メ ール 相 談	手 紙 相 談	合 計
養護相談	児童虐待相談	509	241	236	78	117	5	1,186
	その他	2,310	423	146	35	51	1	2,966
	小計	2,819	664	382	113	168	6	4,152
保健相談		67	7	10	5	6	0	95
心身障がい相談		104	143	5	42	3	0	297
非行相談		1	0	0	0	0	0	1
育成相談	性格行動相談	170	194	103	311	15	2	795
	不登校相談	189	217	19	67	14	0	506
	適性相談	52	3	24	6	5	0	90
	養育相談	534	137	35	42	18	0	766
	小計	945	551	181	426	52	2	2,157
子どもの対人関係相談		56	7	4	1	4	0	72
DV相談		8	0	0	0	4	0	12
その他の相談		150	8	7	5	3	0	173
合計		4,150	1,380	589	592	240	8	6,959

※ 単位：件。4センターの合計値となっています。

各センターの相談先については、参考資料「4. 相談先一覧（58 ページ）」を参照。

《児童家庭支援センター》

- ・興正こども家庭支援センター (北区、興正学園内)
- ・羊ヶ丘児童家庭支援センター (豊平区、羊ヶ丘養護園内)
- ・札幌南こども家庭支援センター (南区、札幌育児園内))
- ・札幌乳児院児童家庭支援センター (白石区、札幌乳児院内)

図表 13-2 児童家庭支援センターへの相談件数(4センター合計の推移)

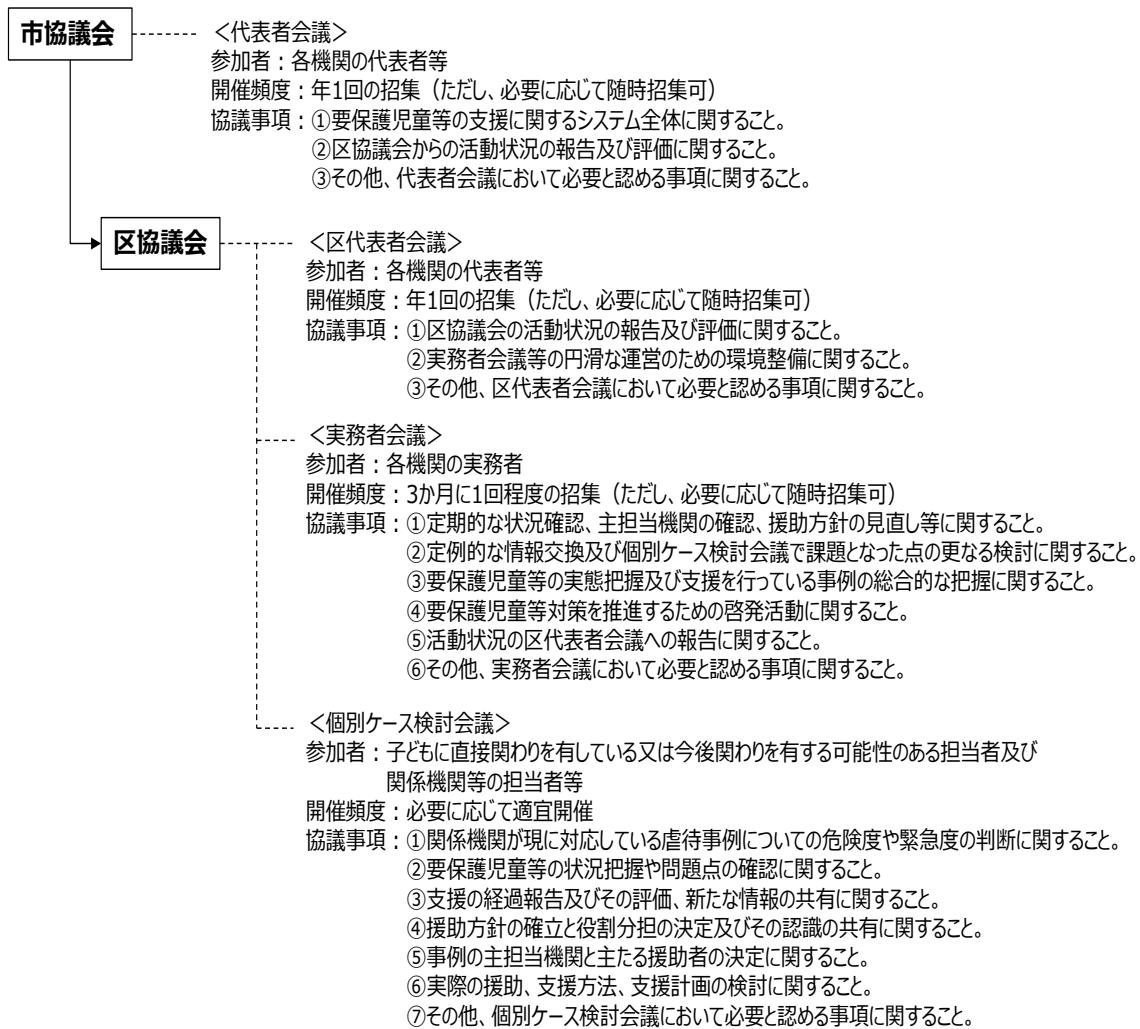
相談援助形態	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
電話相談	3,424	3,851	3,847	4,150
来所相談	914	1,215	1,591	1,380
訪問相談	176	244	517	589
心理療法等	177	614	528	592
メール相談	61	56	143	240
手紙相談	0	10	0	8
その他	4	1	0	0
合 計	4,756	5,991	6,626	6,959

(3) 要保護児童対策地域協議会⁹

札幌市では、虐待を受けている子どもをはじめ、児童福祉法に規定する要保護・要支援児童とその保護者又は特定妊婦¹⁰の早期発見や適切な保護及び支援を図るため、札幌市要保護児童対策地域協議会を設置しています。

また、各区に協議会の分会として区要保護児童対策地域協議会を設置して、区代表者会議、実務者会議¹¹、個別ケース検討会議¹²を開催し、虐待やハイリスク事例の対応・支援のため、関係機関との情報共有等を行っています。

図表 14 札幌市要保護児童対策地域協議会体制図



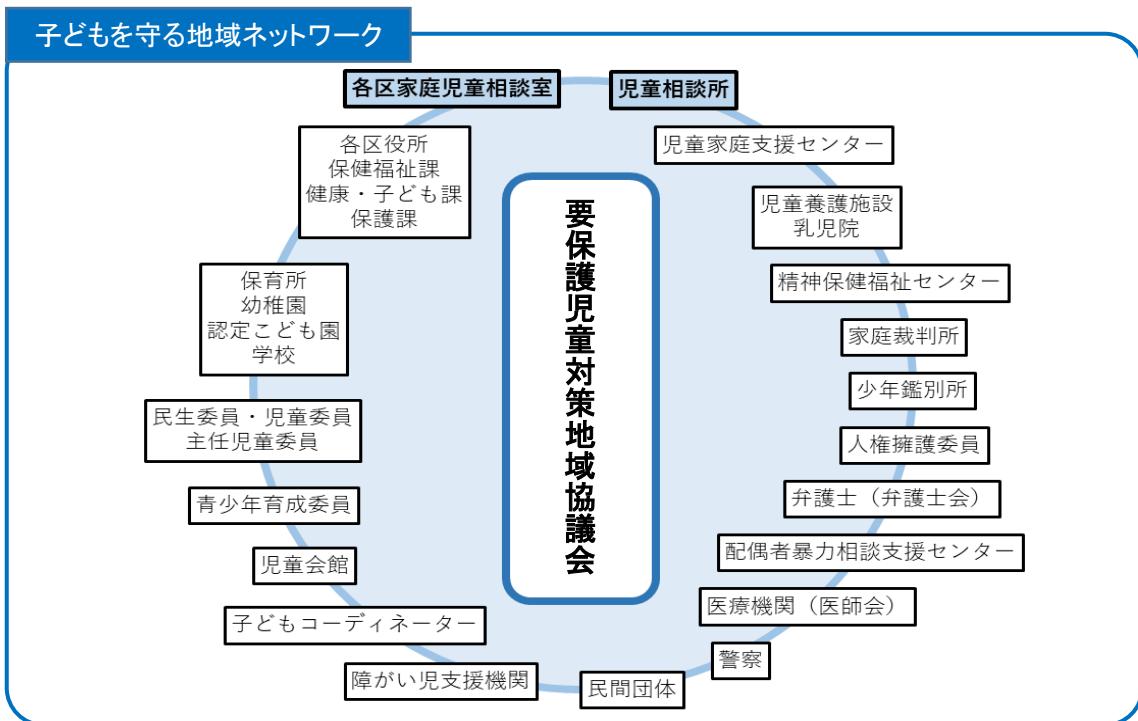
⁹ 「要保護児童対策地域協議会」：支援が必要な子どもや保護者について、関係機関が情報交換や支援内容の協議を行うネットワークのこと、児童福祉法第25条の2に基づき設置されている。

¹⁰ 「特定妊婦」：出産後の子どもの養育について、出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。

¹¹ 「実務者会議」：支援対象の児童や保護者等の情報交換・共有、進行管理などを目的に開催する会議。

¹² 「個別ケース検討会議」：支援対象の児童等に直接関わりのある関係者が集まり、個々のケースについて具体的な支援方針等を検討するための会議。

図表 15 要保護児童対策地域協議会(イメージ図)



主要機関	主な役割
児童相談所	措置権限をもつ、専門的な相談機関 ・一時保護の権限 ・児童虐待の調査権限(出頭要求、立入調査等) ・心理的・医学的見地からの専門的な診断
家庭児童相談室	児童の身近な場所における継続的な支援を行う機関 ・区役所の他福祉部門と連携して家庭生活全体を把握 ・地域の実情に合わせて広く関係機関とネットワークを構築
関係機関	主な役割
子どもの所属機関 ・保育所、幼稚園、認定こども園、学校など	子どもが所属し、原則、毎日通園・通学する機関 ・教職員は子どもの変化に気づきやすい等の利点がある
地域に身近な機関 ・民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年育成委員、児童会館、放課後児童クラブなど	身近な地域を活動の拠点とする機関 ・地域の中での子どもの状況を包括的に把握できる等の利点がある
専門機関 ・子どもコーディネーター、障がい児支援機関、警察、医療機関など	保護者や子どもの求めに応じてそれぞれが持つ専門性に基づき、課題の改善・解決を図る機関 ・個別のニーズや課題に応じてきめ細かな対応ができる等の利点がある
区役所	行政サービスの提供機関 ・対象家庭の行政サービスに係る情報が区役所内に集約されている。

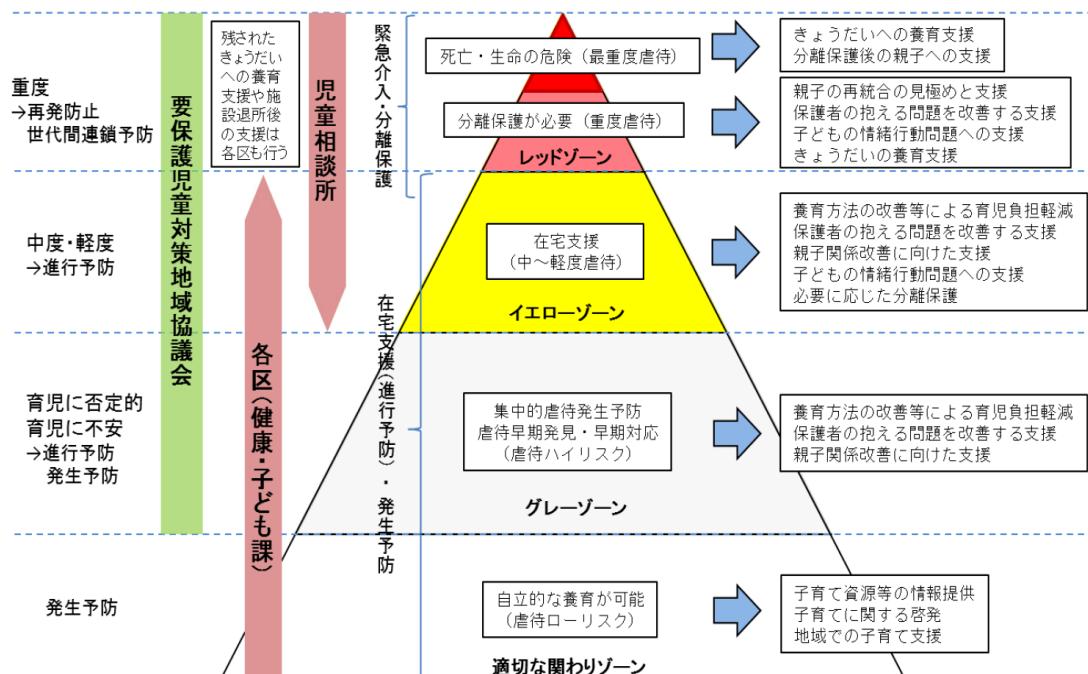
※ 専門機関には、上記以外に配偶者暴力相談支援センター、弁護士、人権擁護委員、少年鑑別所、家庭裁判所、精神保健福祉センター、児童養護施設、乳児院、児童家庭支援センターなどがあります。また、機関の分類は、その性質によるところであり、例えば、児童会館が「子どもの所属機関」として機能する側面もあるなど、状況により複合的な役割を果たします。

《要保護児童対策地域協議会における各種会議》

会議名称	内容
代表者会議	関係機関の代表者が参加し、活動状況の確認や活動方針を把握 (全市、各区年1回開催)
実務者会議	支援対象児童等全体の情報共有、支援方針の確認等進行管理 (各区年3回開催)
個別ケース検討会議	対象となる家庭及び子どもについて、関係機関が一堂に会して、各機関が保有する情報を共有し、児童虐待リスク等を評価。 そのうえで、支援方針を策定し、機関ごとの役割分担等を行い、日常の関わり、支援を実施。 ・児童相談所及び家庭児童相談室は、直接、対象家庭の支援を行うほか、直接的に支援を行わない場合においても、会議後は継続的な情報収集を行い、その都度、児童虐待に関するリスク判断を行う等のマネジメント機能を果たす (隨時開催 令和元年度786件開催)

虐待の重症度と支援の体系

児童虐待の対応には、自立的な養育が可能な段階から、生命や安全を確認するために緊急介入を必要とする段階まで、幅広い段階(虐待の重症度)への対応があり、各段階における児童相談所、各区及び要保護児童対策地域協議会等における支援の体系は、下図のとおり整理されています。



(リスクの段階)

要保護児童	「軽度」以上(イエロー)	要支援児童	虐待ハイリスク(グレー)	特定妊婦	虐待ハイリスク(グレー)
-------	--------------	-------	--------------	------	--------------

3. 社会的養護¹³の状況

(1) 社会的養護の体制

札幌市内の社会的養護の資源状況は、図表 16 のとおりとなっています。

図表 16 札幌市内の社会的養護の資源状況(令和元年度末時点)

	乳児院	児童養護施設	グループホーム ¹⁴	ファミリーホーム	里親世帯数	児童措置枠(受け皿※)
箇所数	1	5	8	11	262	689
定員数	40	273	48	66		

※ 児童措置枠(受け皿) = 乳児院定員数 + 児童養護施設定員数 + グループホーム定員数
+ ファミリーホーム定員数 + 里親世帯数

① 乳児院¹⁵、児童養護施設

札幌市内には、社会的養護の施設として乳児院が 1 か所、児童養護施設が 5 か所あり、令和 2 年 3 月 1 日時点の入所措置児童数は 330 人となっています。また、北海道内には、乳児院が 1 か所、児童養護施設が 18 か所あり、これらの市外施設への入所児童数は 216 人となっています。

図表 17 施設への入所措置状況(令和2年3月1日時点)

施設名	札幌市内						札幌市外			合計	
	乳児院	児童養護施設					小計	乳児院	児童養護施設		
		札幌育児園	興正学園	羊ヶ丘養護園	柏葉荘	札幌南藻園					
定員数	40	53	69	51	100	48	361	20	1,070	1,090	
札幌市措置児童数	31	47	60	48	99	45	330	0	216	216	
										546	

図表 18 施設への入所措置状況(令和2年3月1日時点)

五十音順

施設名	所在地	措置児童数	施設名	所在地	措置児童数	施設名	所在地	措置児童数
旭川育児院	旭川市	3	岩内厚生園	岩内町	10	歌棄洗心学園	寿都町	16
釧路まりも学園	釧路市	0	くるみ学園	函館市	3	黒松内つくし学園	黒松内町	40
櫻ヶ丘学園	仁木町	46	天使の園	北広島市	19	十勝学園	帯広市	2
函館国の子寮	函館市	2	光が丘学園	岩見沢市	16	美深育成園	美深町	5
富良野国の子寮	富良野市	5	北海愛星学園	蘭越町	10	北海暁星学院	浦河町	5
北光学園	遠軽町	0	北光社ふくじゅ園	北広島市	27	わかすぎ学園	室蘭市	7
						合計		216

¹³ 「社会的養護」：保護者のない子どもや、保護者に監護させることが適当でない子どもを、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

¹⁴ 「グループホーム」：地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケア施設のこと、各ホームの定員は 6 ~ 8 名とされている。

¹⁵ 「乳児院」：乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む）を入院させて養育し、退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。
なお、「乳児」とは、満 1 歳に満たない者をいう。

② 里親、ファミリーホーム¹⁶

里親制度とは、様々な事情によって、家庭で暮らすことが困難となった子どもを、登録を受けた里親が自宅で養育し、子どもの健全な育成を図る制度のこととで、図表 19-1 のとおり札幌市の里親登録数は 262 組（令和元年度末時点）で、そのうち里親委託世帯数は 119 組となっています。

図表 19-2 のとおり里親とファミリーホームへの委託児童数の合計は 224 人となっており、図表 20 のとおり措置児童に占める里親等委託率は 30.4% となっています。

図表 19-1 里親委託児童の推移(各年度末時点)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
登録里親世帯数（組）	247	247	236	246	262
養育里親(専門里親を除く)	173	166	178	185	193
養育里親(専門里親兼務)	22	25	29	27	26
養子縁組里親	46	50	17	21	32
親族里親	6	6	12	13	11
里親委託世帯数（組）	89(※)	92(※)	106(※)	118(※)	119(※)
札幌児相からの里親委託	86	90	103	113	115
他の児相からの里親委託	4	3	4	7	6
委託児童数（人）: A	124	129	152	160	168
市内の里親への委託	114	117	139	146	154
市外の里親への委託	10	12	13	14	14

※ 里親委託世帯数については、札幌市児童相談所と他の自治体の児童相談所で同一の里親に委託している事例があるため、合計値は一致しません。

図表 19-2 ファミリーホーム委託児童の推移(各年度末時点)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
委託児童数（人）: B	54	51	56	50	56
市内の事業所への委託	51	45	53	47	53
市外の事業所への委託	3	6	3	3	3
里親とファミリーホーム 委託児童数の合計(A+B)	178	180	208	210	224

¹⁶ 「ファミリーホーム」：厚生労働省が定めた第二種社会福祉事業「小規模住居型児童養育事業」のこと。里親や児童養護施設職員などの経験を有する者が養育者となり、自らの家庭に迎え入れて養育する「家庭養護」の一つ。ホームの児童定員は 5 ~ 6 名であり、自らの家庭に迎え入れて養育を行うもので、里親家庭が大きくなったものと位置付けられる。

図表 20 年齢別里親等委託率(令和元年度末時点)

	里親委託	ファミリーホーム委託	施設入所	里親等委託率
3歳未満	21	2	37	38.3%
3歳以上就学前(6歳)	41	10	70	42.1%
学齢期(7歳)以降	106	44	405	27.0%
合計	168	56	512	30.4%

(2) 社会的養護経験者への支援

札幌市では、平成 29 年度から札幌市社会的養護自立支援事業を実施し、18 歳（措置延長の場合は 20 歳）到達により措置解除された方のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な方については、支援コーディネーターが中心となって継続支援計画を策定し、居住場所の確保や生活に関する支援のほか、生活相談・就労相談支援等を実施しています。

図表 21 札幌市社会的養護自立支援事業の実施状況(各年度末時点)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
継続支援計画の策定	—	—	37人
居住場所の確保に関する支援	6人	11人	13人
生活相談・就労相談支援	—	—	8人

※ 表中の「－」は、令和元年度から実施した事業につき、未実施であることを意味します。

4. 児童相談等に関する件数の推計

図表 22 及び図表 23 のとおり、児童相談所や区家庭児童相談室で受理する相談件数は今後も増加することが見込まれます。また、図表 24 のとおり、一時保護を必要とする児童が引き続き増加し、図表 25 のとおり、社会的養護を必要とする児童も増加することが見込まれ、需要（要保護児童数¹⁷）が供給（社会的養護の資源）を上回る状態が続くことが見込まれます。

図表 22 札幌市児童相談所の相談受理件数の推計

	令和元年度 (実績)	令和2年度 (以降推計)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談受 理件数	8,453	8,741	8,987	9,183	9,372	9,557

図表 23 区家庭児童相談室の相談受理件数の推計(全区計)

	令和元年度 (実績)	令和2年度 (以降推計)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談受 理件数	3,466	5,074	5,622	6,171	6,837	7,504

図表 24 一時保護児童数の推計

	令和元年度 (実績)	令和2年度 (以降推計)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実人員	755	776	798	816	834	851
延人員	28,073	29,088	30,154	31,081	32,019	32,929

※ 延人員については、図表 7 及び図表 8 の一時保護所における一時保護児童数と一時保護委託児童数の合計値となりますが、実人員については、一時保護所における一時保護と一時保護委託のどちらも行っている場合があるため、合計値は一致しません。

図表 25 要保護児童数の推計

	令和元年度 (実績)	令和2年度 (以降推計)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要保護 児童数	787	798	805	811	818	824
3 歳 未 満	55	56	57	57	58	58
3 歳 以 上 就学前	93	95	96	96	97	98
学童期 以 降	639	647	652	658	663	668

¹⁷ 「要保護児童数」：社会的養護を必要とする要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）の人数。

5. 第2次札幌市児童相談体制強化プランの実施状況

平成 29 年度に策定した第2次札幌市児童相談体制強化プランについては、平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 年間を重点取組期間とし、区役所や関係機関との役割の明確化・連携体制の構築に向けて、図表 26 のとおり 5 つの方向性のもと、児童相談体制の強化に取り組むとともに、実施状況等を踏まえ、引き続き取り組む必要がある課題について整理しました。

図表 26 第2次札幌市児童相談体制強化プランの取組一覧・結果、継続課題

【方向性1】相談支援力の強化	
	新たなアセスメントツールの開発
継続課題	平成29年度に児童虐待防止ハンドブックや在宅支援アセスメントシート等が完成。このツールを活用し、児童相談所と区の合同研修を開催。 ○開発したアセスメントツールの周知や効果的な利用 ○アセスメントツールを活用した児童相談所と各区の合同研修
【方向性2】専門性の強化	
	児童相談関係職員のスキルアップ研修の充実
継続課題	児童福祉法義務研修に加え、平成 31 年度から、新たに策定した人材育成・研修計画に基づく体系的な研修を開始。
	児童相談所への専門職の配置等
継続課題	児童相談所の専門性強化のため、児童相談所に常勤の医師職を配置したほか、法的対応体制強化のため、弁護士への相談体制を整備。 ○検証報告を踏まえた職員育成や専門性強化の研修についての検討・対応
【方向性3】相談機関の適切な役割分担と連携体制の構築	
	児童相談所と各区家庭児童相談室の役割分担と情報共有
継続課題	平成 29 年度から各区家庭児童相談室へ児童相談所で使用しているシステムを拡大（閲覧開始）。令和元年度には、区家庭児童相談室を主担当とするケースのシステム管理を開始。
	児童家庭支援センターとの連携強化
継続課題	平成 30 年度から児童相談所、区家庭児童相談室及び児童家庭支援センターによる情報共有会（月 1 回）を開始。令和元年度には、児童相談所から児童家庭支援センターへの指導委託を開始し、各区家庭児童相談室との協働によるケース支援など、連携を強化。 ○妊娠期から出産・育児期までの支援に向けた情報やアセスメントの共有の推進

	<ul style="list-style-type: none"> ○児童相談所による各区の支援の強化 ○一時保護の受け皿確保
【方向性4】地域資源の整備と地域支援の充実	
	養育支援員の派遣 <p>平成 29 年度から、養育状況の改善が必要な世帯等に家事育児支援を実施する養育支援員の派遣を開始。</p>
	児童家庭支援センターの整備 <p>児童家庭支援センター未設置の児童養護施設に対して設置支援を実施。令和 4 年度に未設置施設への整備が完了を予定（計 6 か所）。</p>
継続 課題	<ul style="list-style-type: none"> ○養育支援員の提供体制の拡大 ○要保護児童対策地域協議会を活用した在宅児童や家庭への支援強化
【方向性5】社会的養護体制の強化	
	新規里親開拓と里親支援の推進 <p>平成 30 年度から未委託里親への「里親トレーニング事業」を開始。新規里親開拓を進め、委託里親の割合が増加。</p>
	施設入所児童等に対する自立支援 <p>平成 29 年度から措置解除後の居住費及び生活費支援を開始。令和元年度には、支援コーディネーターの配置と生活相談を開始し、施設入所児童等の社会的自立に向けた継続的支援を充実。</p>
継続 課題	<ul style="list-style-type: none"> ○里親支援の充実や包括支援体制の構築 ○市内における社会的養護の受け皿拡充 ○社会的養護を受ける子どもの自立に向けた支援の継続

6. 令和元年6月2歳女児死亡事案への取組状況

令和元年6月に市内中央区において、2歳の女の子が亡くなる大変痛ましい事案がきました。

同年6月に、札幌市では、児童虐待防止緊急対策本部を設置し、図表27のとおり再発防止に向け、緊急的に対応を開始しました。

図表27 再発防止に向けた緊急対応

	取組事項	対応状況
1	<p>乳幼児健診未受診者等の再点検について</p> <p>○乳幼児健診や精密検査を未受診の子どものうち、日常的に子どもの状況を確認できない全ケースの安否確認を6月中に実施すること。</p>	<ul style="list-style-type: none">●対象の子どもについて、全員の安否を確認済。●乳幼児健診診査マニュアルを改訂。 経過観察も含めた未受診者全員について原則目視により状況確認すると共に、課内会議により全数の情報共有と対応方針の検討を行うよう変更。未受診者については、系統的に把握、支援する仕組みを構築。
2	<p>警察との確実な連携について</p> <p>○虐待対応の様々な場面において、警察と確実に連携するための取組について早急に警察と協議を行い、着実に取組を実施すること。</p>	<ul style="list-style-type: none">●虐待調査における連携方策や情報共有の方について、実務者で協議を実施。 警察から児童相談所への同行要請に対する即応体制の整備や、より一層、確実な情報共有の徹底について確認、引き続き綿密な情報共有と定期的な連絡協議会等での連携を実施。
3	<p>夜間・休日対応の検討について</p> <p>○夜間・休日の対応方法について早急に検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none">●休日に加え平日夜間においても、児童相談所職員の当番による緊急時の対応体制を開始。●令和元年10月1日新設の児童相談所緊急対応担当部に令和2年度8名増員し、変則勤務を令和2年5月から開始。 また、令和2年度から夜間・休日対応の会計年度任用職員を配置。
4	<p>リスク再評価方法の徹底について</p> <p>○虐待通告のあった全てのケースに対し、組織的なリスク評価、確実な進捗管理の徹底に加え、状況の変化があった場合にリスクを再評価し、必要な関係機関との共有について検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none">●虐待通告については、全てリスクアセスメントシートを作成し、リスク(再)評価の徹底を図った。●「48時間ルール¹⁸」の徹底を図るため、虐待通告の受理及び進捗状況を毎日確認し、警察への情報提供、立入調査の必要性等を検討し、確実な進行管理を実施。●令和元年10月に「緊急対応担当部長」及び「緊急対応担当課長」を新設し、虐待通告の初期調査業務を担当する部門におけるマネジメント体制を整備。

¹⁸ 「48時間ルール」：厚生労働省が徹底を求めている「虐待通告受理後、原則48時間以内に児童相談所や関係機関において、直接子どもの様子を確認するなど安全確認を実施する。」という全国的なルールのこと。

5	<p>児童相談体制及び(仮称)第二児童相談所の早期検討について</p> <p>○第二児童相談所の早期設置の検討を含む、児童相談体制の強化を検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●検討を進めており、(仮称)第二児童相談所の検討状況について地域説明会を実施。検証報告書を踏まえ、第3次児童相談体制強化プランにおいて整理を進める。 ●仮設一時保護所について、設置に向けた準備を開始。
6	<p>区における母子保健・児童相談体制の強化</p> <p>○区保健センターにおいて、妊娠期からの切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の機能と、要保護児童対策地域協議会の事務局として地域連携の拠点となる「家庭児童相談室」の機能の強化を行うことにより、支援を必要とする子どもとその保護者、妊産婦への支援を充実させること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●令和2年度、以下のとおり実施。 <ul style="list-style-type: none"> <子育て世代包括支援センター¹⁹の機能強化> <ul style="list-style-type: none"> ・保健センターに母子保健相談員を配置し、妊娠期から出産・育児まで切れ目のない支援体制を強化 ・保健センターの心理職員の体制を強化し、支援が必要な妊婦及び親子に対し関係機関との連携を図りながら適切に支援 <子ども家庭総合支援拠点²⁰の機能整備> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域における相談支援体制や専門性の強化、要保護児童対策地域協議会の機能強化を実施 ・各区健康・子ども課長を児童相談所兼務とし、区と児相の連携を強化。 ・令和2年度に6区の家庭児童相談室を各1名増員。
7	<p>母子保健及び児童相談システムにおけるデータ共有のあり方検討</p> <p>○母子保健及び児童相談におけるリスク情報を共有化し、見過ごしを起こさず的確なリスク判断を行うためのシステムやデータ共有のあり方について検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●母子保健担当部所で使用中のシステム <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健における対象者の支援の進捗管理及び情報共有のため検索機能を追加し、活用のための職員研修を実施。 ・児童相談所とのリスク情報の共有を令和2年度から実施。 ●児童相談所で使用中のシステム <ul style="list-style-type: none"> ・児童及び家族情報の住所、電話番号検索機能の追加。 ・リスクアセスメント確認機能及び48時間ルールの進行管理機能を追加。 ●家庭児童相談室で使用中のシステム <ul style="list-style-type: none"> ・当該システムを新規開発し、児童相談所と家庭児童相談室が相互にシステム内の情報の閲覧を可能とした。

¹⁹ 「子育て世代包括支援センター」：妊娠期から子育て期にわたり、妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、関係機関との連携による切れ目のない支援を行う機関。

²⁰ 「子ども家庭総合支援拠点」：子どもとその家庭、妊産婦等を対象に、相談対応、必要な調査、訪問等による継続的な支援業務までを行う機能を持った機関。

なお、事案の検証については、令和元年6月から「札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会」において、事案の経緯、支援に関わった機関の対応状況の分析が行われ、問題点・課題を整理のうえ、札幌市における児童虐待防止に向けた支援のあり方等を記した検証報告書（以下「検証報告書」という。）として取りまとめられ、令和2年3月に提言されています。

また、令和元年6月に設置した児童虐待防止緊急対策本部を、令和2年5月に児童虐待防止対策推進本部へと改組し、再発防止のための取組を全庁的に拡大・推進しているところです。

※検証報告書については、参考資料「3. 令和元年6月死亡事例に係る検証報告書【概要版】(57ページ)」を参照。

第3章 札幌市の児童相談に関する課題と基本的方向性

平成28年及び29年には、児童福祉法等の抜本的な改正があり、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの年齢や発達の程度に応じて、その意見が尊重され、最善の利益が優先されるという権利擁護の理念が新たに盛り込まれました。

また、その中で、子どもの家庭養育優先の原則が明記されるなど、保護が必要な子どもを社会全体で養育する「社会的養育」のあり方が示され、これらの新たな理念やあり方に札幌市として的確に対応していく必要があります。

さらには、全国的に深刻な児童虐待事案が続いたことを背景として、平成30年には国において「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定し、児童虐待防止対策の抜本的な強化を図るため、児童相談所の児童福祉司、児童心理司²¹など専門職員の大幅増といった体制強化や、子ども家庭総合支援拠点の設置、関係機関間の連携強化等が求められています。

札幌市においても、児童虐待の通告や相談が大幅に増加し続けており、この増加する児童虐待について、発生時の初期対応から虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、児童虐待に関する専門機関である児童相談所が中心となって迅速かつ適切に対応していく必要があります。

これまで、第2次児童相談体制強化プランにおける取組を実施してきましたが、研修や職員育成による専門性強化、相談機関の間での支援情報やアセスメントの共有、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の強化、里親支援の強化など引き続き取り組むべき事項があり、さらに、検証報告書により、札幌市が取り組むべき課題を踏まえた提言がなされています。

事案が発生して以降、休日・夜間の対応体制の強化をはじめとして、対策に取り組んできたところですが、中長期に取り組むべき事項や新たな支援策の検討に加え、課題が解消できているかの確認を行っていくことが欠かせません。

【検証報告書での課題を踏まえた提言】

- (1) 区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性
- (2) 母子保健体制の見直し、乳幼児健診の改善の必要性
- (3) アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性
- (4) 児童相談所における介入機能と役割の明確化の必要性
- (5) 専門的力量を持つ職員を育成する体制の構築
- (6) 思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの必要性
- (7) 過去の検証報告書の進捗状況についての検証機会の必要性

²¹ 「児童心理司」：児童福祉法第12条の3第7項に基づいて児童相談所に配置される職員のことで、児童相談所において心理学の専門的学識に基づく心理判定業務を行う。

支援経過における課題や、目指されるべき枠組みである上記の提言を踏まえ、二度と同じような事案を発生させないように取組を進めていきます。

このため、第2章までの「札幌市の児童相談に関する現状」に加え、児童福祉法改正等への対応や、検証報告書の提言などを踏まえ、札幌市の児童相談体制に関する課題を整理し、課題を解決するための5つの方向性を定めました。

【方向性1】子どもの権利擁護

全ての子どもは適切に養育され、その生活及び心身の健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利を有するという子どもの権利条約²²の精神が、児童福祉法の改正により、理念規定として明記されました。

札幌市では、子どもの最善の利益を実現するための権利条例（通称：「子どもの権利条例」）を平成21年4月1日から施行し、市民と市が一体となって子どもの権利の保障をより一層進めていくという条例の理念を体現するための取組を行ってきました。

重大な権利侵害である児童虐待の対応件数は年々増加傾向にあり、1件でも多く減らすため、体罰によらない子育ての周知啓発や地域において児童虐待問題への関心と理解を高める活動を行うなど、児童虐待の発生予防に取り組んでいきます。

また、実際に権利を保障するため、当事者である子どもの意見や意思を尊重し、子どもがその意見等を表明しやすい環境や、権利の侵害があったと感じたときにためらわずに相談できる環境を整えていきます。

【方向性2】地域における相談支援体制の強化

支援や見守りが必要な子どもや家庭が、住み慣れた地域で暮らしながら、子どもの安全や安心を確保するためには、ソーシャルワーク機能を備えた地域の相談機関において、継続的に支援等が受けられる体制が重要となります。

すでに子育て世代包括支援センターの機能を有している各区保健センターに、子ども家庭総合支援拠点の機能を位置付け、より効果的・効率的に、かつリスクの程度に応じて適切に相談支援を行うことができるよう、連携体制を強化していきます。

また、包括的な支援を行うため、要対協の機能を活用して、各相談機関の機能や連携を強化していきます。

²² 「子どもの権利条約」：正式名称「児童の権利に関する条約」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するため定められた条約で、1989年の第44回国連総会において採択され、日本は1994年に批准。

【方向性3】 専門的相談支援体制の強化

児童虐待相談対応件数は全国的にも増加傾向にあり、国においては、児童福祉法の改正や児童虐待防止対策体制総合強化プランの策定などを行い、増加する児童虐待事案に対応しているところです。

法改正等に合わせ、札幌市では、児童福祉司等の専門職員を計画的に配置し、体制強化を図るとともに、児童相談所職員の専門性確保・向上を図るための育成や体制のあり方、体系的な研修の検討を進めています。

また、190万人以上の人ロと広い市域を有する札幌市においては、増加する虐待通告や相談に各区と連携して柔軟に対応すること、アクセス性を向上させて利用者が訪れやすい、または職員が迅速に訪問・調査等を行えるようにすることが求められるため、(仮称)第二児童相談所の開設に向けた整備を進め、児童相談所を現在の1所から2所へと体制強化を進めます。

【方向性4】 個々の子どもの状況に応じた社会的養護体制の充実

札幌市においても、18歳未満の子どもの人口は減少する局面となっています。

一方で、社会的養護を必要とする子どもの数は、当面の間、増加傾向で推移し、施設や里親などで養育されている子どもが、親子関係の再構築に向けた家庭復帰支援を受けることが増えると予想されます。

家庭養育優先の原則において、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、里親やファミリーホームで養育を行うことを優先するとともに、施設に入所する子どもの養育環境をより家庭的な環境にすることが推進されました。

このため、札幌市内において社会的養護を必要とする子どもの受け入れ体制を整備することが重要となってくることから、里親委託の推進に向けた取組を進めるとともに、乳児院や児童養護施設等については、施設として培った専門性を活用した機能強化を図ることにより、社会的養護を受ける子どもが社会で自立していくように支援していきます。

【方向性5】 関係機関との連携・支援の体制や支援制度の強化

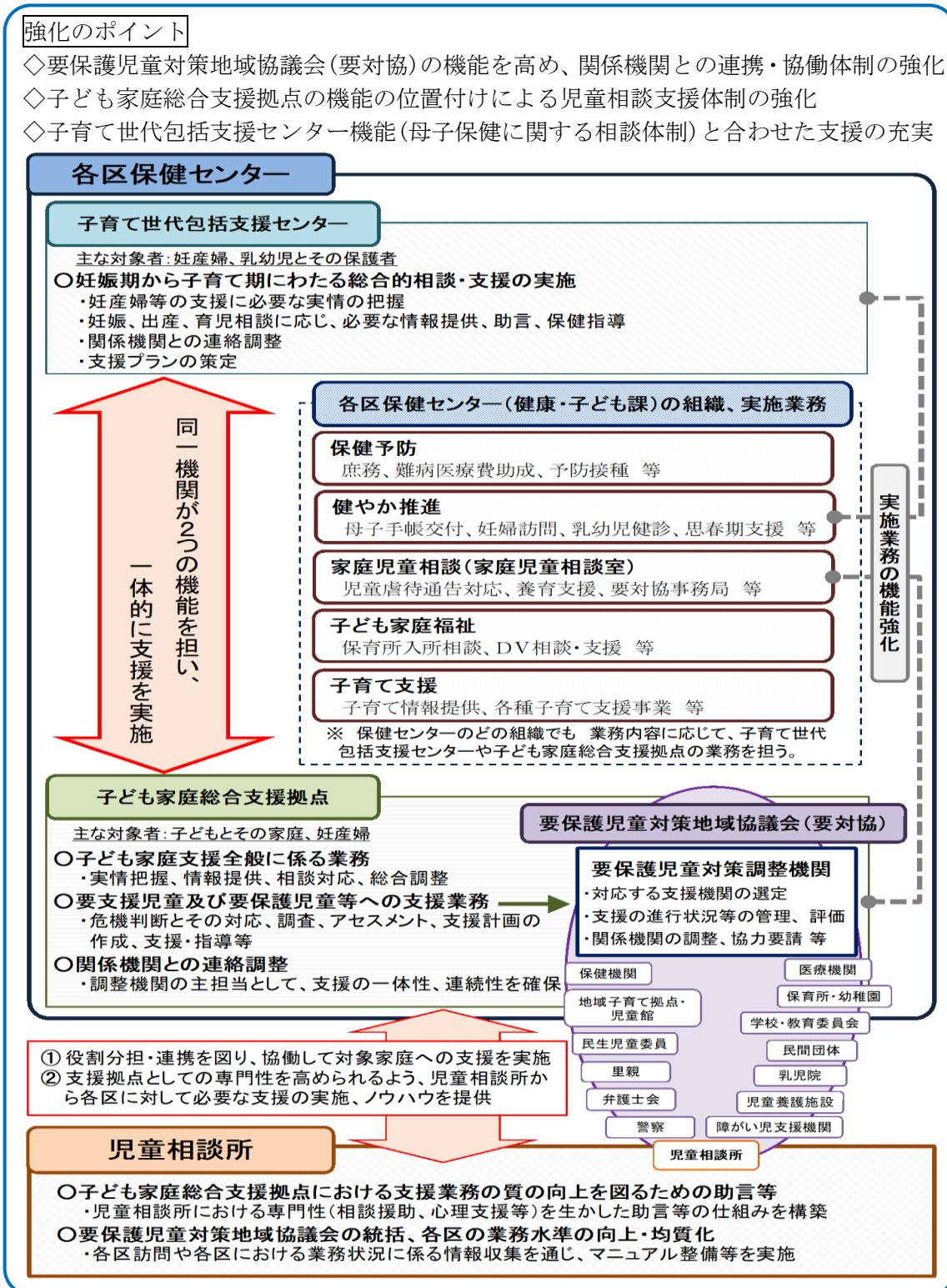
児童虐待事案の背景として、子ども側、保護者側あるいは養育環境といった複数の要因が重なった時に家族関係が不安定となり、虐待に至ってしまうということは少なくありません。

一方で、個別の機関においては、その機関が担当する分野の困難や課題にのみ対応していることも多く、効果的な支援を行うためには、要対協が中心となり、関係機関が連携して包括的に対応することが必要です。

支援を必要とする方が抱える様々な困難や課題の解決に向けて、これまで取り組んできた各関係機関との連携を推進し、認可外を含めた保育施設や学校、医

療機関、障がい福祉サービス事業者、DV相談担当部所などとの連携強化を図るとともに、既存の制度のみでは十分に支援できていない思春期・若年期の女性などへの支援のあり方について検討を進めます。

図表 28 各区保健センターを中心とした相談支援体制の強化(イメージ図)



第4章 具体的取組

第3章での目指すべき方向性を踏まえ、今後速やかに取り組んでいかなければならぬ事項を具体的取組として整理しています。

各取組については、相互に関連するものも多く、複数の方向性にまたがるものもありますが、より主となると考えられる方にのみ記載をしております。

また、取組それぞれで連携して実施するなど、取組が全体としてより効果が発揮できるように努めていきます。

1. 子どもの権利擁護

(1) 児童虐待防止に向けた普及啓発活動

毎年11月の児童虐待防止推進月間における各種普及啓発活動（講演会の実施、学校や保育所等を通じた相談機関の周知など）のほか、児童虐待発生予防に向け、虐待が疑われる子どもを発見した方が児童虐待通告等を適切に行えるようにオレンジリボン地域協力員養成の研修会や出前講座等を引き続き行い、児童虐待防止に向けた機運を高めていきます。

(2) 「権利ノート」の活用の徹底

社会的養護を受け、子どもが施設や里親等のところで生活するにあたって、自身にどのような権利があるか、どのように守られているかをしっかりと理解することは極めて重要です。

このため、施設入所や里親等委託の前に、子ども自身の権利について「権利ノート」を活用した説明を徹底し、子どもの理解の促進を図っていきます。

また、年齢など子どもの状況に応じたより良い説明のあり方について検討し、実施します。

(3) 子どもの意見を聞く場の設定やアドボケイト²³制度の検討

子どもの意見表明を子どもの権利としてとらえ、保障していくことは重要であり、社会的養護の下で育つ子どもたちの養育環境をより良いものとするためには不可欠です。

子どもの意見表明権を保障するため、国が実施する子どもの権利擁護に関する仕組みの構築に向けた調査・研究結果を踏まえながら、札幌市子ども・子

²³ 「アドボケイト」：権利表明が困難な子ども、寝たきりの高齢者、障害者など、本来個々人がもつ権利を様々な理由で行使できない状況にある人に代わり、その権利を代弁・擁護し、権利実現を支援する取組（アドボカシー）を行う者。

育て会議処遇部会を活用して子どもの意見を聴取・審議するなど、子どもの意見を聞く場の設定とその周知に努めます。

また、子どもや家庭に対する支援方針の策定にあたっては、可能な限り当事者の意見を反映することが、その後の支援に向けても必要となります。子どもによっては、権利や意見を代弁することが必要なこともあるため、アドボケイト制度の導入について検討を行います。

(4) 子どもの権利擁護に関する専門性の強化

子どもの権利擁護に取り組むにあたって、子どもの支援にあたる職員が、子どもが正しく理解するための説明を適切に行うことや、意見を表明できるように援助することは不可欠です。

さらに支援を進めるにあたっては、十分な説明と子どもや保護者からの意見表明、それに基づく協議のプロセスを経て、支援方針への納得に基づく目標の共有を図ることが重要です。

このため、子どもにとって最善の利益につながるよう、子どもの権利をはじめとした説明や意見聴取の手法など、相談支援場面における権利擁護に関して実践的研修を実施し、職員の専門性を強化していきます。

2. 地域における相談支援体制の強化

(1) 要保護児童対策地域協議会の機能強化

要対協をより効果的に機能させるためには、子どもや家庭の状況変化に関する情報を確実に集約のうえ、定期的にきめ細かく支援の枠組みを検討し、切れ目のない支援をより適切に行っていく必要があります。

見守りや支援にあたり、子どもや家庭の情報を一方的に伝えて終わることのないよう、各関係機関が相互に共有し、必要なフィードバックを必要な機関に随時行っていくことが重要です。

そこで、情報収集機能を高め、適切なリスク分析を行い、支援のための機動力を高めるため、要対協の取りまとめなど事務局機能を担う各区家庭児童相談室の体制を強化します。

児童相談所や各区から関係機関へ強く働きかけて支援に対する意識を喚起し、これまで以上に個別ケース検討会議の開催回数を増やすなど柔軟に連携し、家庭の状況変化に応じた支援を確実に行っていくことができるよう、要対協の機能を高めていきます。

(2) 各区における児童相談支援体制の強化

乳幼児健診などの母子保健事業や子育て支援等を担い、家庭児童相談室が設置されている各区保健センターに、子ども家庭総合支援拠点の機能を位置付け、子ども家庭総合支援拠点の福祉の機能と、子育て世代包括支援センターの母子保健と子育て支援の機能とを一体的に発揮させることにより、支援の充実を図っていきます。

このため、支援拠点の中核となる各区家庭児童相談室の人員等体制の強化を図り、要対協の機能を高めることにより、地域に密着した相談機関として、子どもや家庭の状況把握をきめ細かく実施し、区役所や保健センターの関係部所と連携して支援を行います。併せて、体制の確保により、児童虐待など緊急に対応しなければならない場合も含め、適時適切に必要な家庭への支援を行っていけるように充実を図っていきます。

また、児童福祉部門間の人事異動を通じた専門的な力量を持つ職員の配置に関する検討を進め、専門機関である児童相談所から各区に対して具体的な支援の方法等について助言を行う仕組みを構築するなど、専門性を強化し、支援水準を向上させていきます。

(3) 母子保健相談体制の強化

子育て世代包括支援センターの機能強化として、各区保健センターに母子保健相談員を配置し、母子健康手帳の交付時における相談体制の強化を図り、妊婦と一緒に支援プランを作成する取組を行っています。

この取組により、母子支援の入口である相談支援の強化を図り、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実に努めます。

また、困難な状況を抱える母子への支援を充実するため、アウトリーチ²⁴による心理相談員の体制を強化し、関係機関と連携を図っていきます。

²⁴ 「アウトリーチ」：訪問支援。一般的には、福祉分野において支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと。

3. 専門的相談支援体制の強化

(1) 児童福祉司など専門職員の計画的な配置

児童相談所において、虐待事案発生時の迅速・的確な対応を確保するとともに、相談支援体制の強化・充実を図るため、児童福祉法及び政令で定められている配置基準²⁵を満たすよう、児童福祉司(令和4年度まで)、児童心理司(令和6年度まで)を増員し、以降も安定的に有資格者を確保できるよう、計画的な人事配置を行います。

また、医学的または心理的知見に基づく指導を行えるようにするため、医師や保健師の配置を引き続き実施し、法的対応体制を整備するため、弁護士の常時配置についても手法を検討します。

(2) 介入と支援に対応した体制の確立

児童虐待事案への迅速かつ専門的な対応や、進行管理を確実に行うため、初期調査等を含め介入にあたる職員とその後の支援にあたる職員は別部門としマネジメント体制を整備しました。また、休日・夜間も円滑に調査が実施できるよう、介入にあたる職員は令和2年度からシフト勤務体制を導入、夜間にについて会計年度任用職員を配置しました。今後も虐待通告の増加に対応した体制整備を行い、いわゆる「48時間ルール」を徹底します。

また、連携して対応を行うことの多い警察と、より一層情報やリスク判断を共有できるように運用を徹底し、連携を深めます。

さらに、児童相談所に配置されている教員や警察派遣職員等の専門職員がその専門性を活かし、事案に応じた助言や援助ができる体制を構築します。

(3) アセスメントシートの活用や進行管理の徹底

在宅支援アセスメントシートは、児童相談所や各区家庭児童相談室が支援を行っているケースにおいて使用し、家庭状況を客観的に把握するほか、関係機関が共通認識をもって連携・協働による支援を行うための重要なものです。

特に、要対協の支援ケースについては、個別ケース検討会議におけるアセスメントシートの活用はもちろんのこと、支援状況の進行管理をより徹底して行うことにより、リスクの変化に合わせた対応を図っていきます。

また、児童相談所と各区家庭児童相談室において、認識やリスク管理を共通のものとするため、アセスメントシートを用いた合同研修を開催します。

²⁵ 「配置基準」：平成31年政令第131号により、児童福祉司が児童相談所の管轄区域の人口4万人に対して1人から3万人に対して1人に、児童心理司が児童福祉司3人に対して1人から2人に対して1人にそれぞれ変更、併せて、虐待対応等の業務量に応じた加配に加え、政令指定都市に市町村支援児童福祉司を1人、各児童相談所に里親養育支援児童福祉司を配置するよう、配置基準が定められた。

(4) 専門的な力量を持つ職員を採用、育成、配置できるキャリア形成や体制

児童相談所の2所体制化や、配置基準変更に対応した専門職員の増員には、専門的な力量を持つ職員の配置が不可欠であり、有資格者を採用するなどの方策、増員した新任職員の育成方法の確立、育成を担当する中堅職員の配置が必要となることから、体系的な体制を検討し、確保と育成に努めます。

また、児童相談所と区家庭児童相談室などとの人事異動により職務経験を重ねるなど、相談や支援の部門を通じたキャリア形成による専門性の蓄積といった方策についても、実施に向けて検討を進めます。

(5) 体系的な研修の計画と実施

専門職員の育成にあたっては、体系的な研修が重要であり、子どもや家庭へ適切な支援を行うためには、継続的に知識や技術を習得する必要があります。

児童福祉司等の児童相談所職員の育成・研修体制の確立に向け、職位や業務内容、経験年数等に応じた研修の体系化を図るなど、体制の整備を進めます。

また、児童相談所職員研修の計画や内容について、外部専門家による評価や確認を受けるなど、研修がより実効的なものとなるような仕組みについて検討を進め、実施していきます。

(6) (仮称)第二児童相談所の整備

現在の児童相談所が開設してから30年近くが経過し、児童虐待相談や児童虐待通告は増加し、迅速かつ適切に対応できる体制が求められています。

また、児童虐待相談等に対応する児童福祉司などの関係職員の増員により、相談室や会議室などの子どもの支援のために必要な部屋が不足、事務室も狭隘化し、業務上の支障が生じています。

一時保護需要の高まりを受け、一時保護定員を拡充するにも、現建物では増築等による対応が困難となっています。

さらに、今後の各区との連携の強化や、広い市域を効率的にカバーするため、アクセス性を向上させることが必要となっています。

これらの課題を解決するため、市域の東部を担当する(仮称)第二児童相談所の整備を進めます。

※設置検討の詳細については、第5章「(仮称)第二児童相談所設置について

3. (仮称)第二児童相談所設置方針(48ページ)」を参照。

(7) 一時保護体制の強化

一時保護は、子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図ることと、子どもの心身の状況や生活・養育環境を把握することを目的とするものです。

児童虐待に関する相談や通告が増加する中で、虐待の疑いある子どもにつ

いて、関係機関と連携して速やかに安全を確保し、一時保護等の対応を行う必要があります。

また、一時保護では、子どもが一時的に普段の養育環境から離れることとなり、初めて福祉的な支援を受ける機会である場合も少なくないことから、子どもが不安を抱くことも考えられ、安全で安心感を持てる対応や個別的な支援が重要です。

現状では、一時保護が必要な子どもが増加し続けており、一時保護の受け皿確保が喫緊の課題となっており、新たに整備を進める(仮称)第二児童相談所への一時保護所の設置を行うとともに、(仮称)第二児童相談所が開設するまでの措置として、仮設一時保護所を開設して定員を拡充します。

併せて、子どもの状況に応じて対応可能な里親やファミリーホーム、児童福祉施設等の一時保護委託先の確保を進め、国の一時保護ガイドラインを踏まえた子どもの支援を進めます。

(8) 児童相談所と各区の連携強化、区支援機能の構築

今後、各区が子ども家庭総合支援拠点の機能を備え、要対協を中心とした在宅支援の強化を図るため、児童相談所が専門機関として、各区へ助言・支援を行う体制を強化します。

この体制整備を通じて、区要対協の取りまとめなど事務局機能を担う家庭児童相談室と児童相談所との連携強化を進めます。

また、児童相談所、家庭児童相談室、母子保健の各担当部所で使用しているシステムを連携させ、関係者間の情報共有の円滑化・迅速化を進め、データ活用により虐待につながるリスクを点数化して、児童虐待の防止を目指します。

なお、在宅支援の強化にあたっては、養育支援員派遣事業²⁶の提供体制の拡大について検討を行います。

(9) 検証報告書の提言への取組に対する評価

これまで、児童虐待による死亡事案等の検証報告での提言が複数回なされていますが、この提言に対する対応等の実施状況について、外部の専門家等による評価の機会が持たれていませんでした。

検証報告書での提言に対する取組について、児童虐待防止対策推進本部で実施状況を確認し自己評価を行うとともに、検証を行った札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会において、市の取組状況の外部評価を行います。

²⁶ 「養育支援員派遣事業」：児童の養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対して、家事支援や育児支援を行う者を派遣し、当該家庭において安定した子どもの養育を図るもの。

(10) 児童相談所の自己点検の実施、外部評価の検討推進

一時保護所を含めた児童相談所の業務について、項目を定め、自己評価により点検を行います。

また、今後の国のガイドライン策定を踏まえ、外部評価による児童相談所業務の質の評価について検討を行います。

4. 個々の子どもの状況に応じた社会的養護体制の充実

(1) 里親委託と里親支援の推進

家庭養育優先の原則を実現するためには、複数の里親登録者の中から子どもにとって最もふさわしい家庭環境を選定する必要があり、多様な要保護児童のニーズに応じた里親登録者を確保し、安定かつ継続可能な里親養育の支援体制を構築する必要があります。

これまでの全般的な里親制度の広報に加え、里親登録者の少ない地域や養育里親等に対象を絞った戦略的なリクルートなど、里親登録者数の増加に向けた取組を強化します。

また、里親委託推進と並行して、里親・里子への支援を強化するため新たにフォースタリング機関²⁷を複数設置し、既存の里親支援機関との緊密な連携のもと、効果的な取組の実施体制や、里親支援を担う各機関の長所が活かされる里親支援ネットワークを構築します。

(2) 施設の小規模かつ地域分散化

家庭養育優先の原則を踏まえ、施設においてもより家庭的な養育環境とするため、施設本体のケア単位の小規模化や、地域小規模児童養護施設等の設置を推進します。

併せて、施設の小規模かつ地域分散化を推進する過程において社会的養護が必要な子どもの行き場がなくなることのないよう、十分な受け皿の確保に努めます。

(3) 施設機能の強化及び一時保護機能拡充

今後、児童養護施設や乳児院などの施設は、家庭での養育が困難な子どもやこれまでの経緯の中で家庭的な生活をすることに拒否的になっている子ども

²⁷ 「フォースタリング機関」：里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援について、一連の業務を包括的に実施する機関。

に対し、専門性の高い養育を行う体制を一層整えていく必要があります。

養育専門性の充実を図るため、心理療法担当職員等の配置の促進を行うとともに、研修などにより施設職員の人材育成に努め、施設機能を強化します。

また、今後も一時保護が必要な子どもが増加することが見込まれ、一時保護が必要な子どもを確実に受入れるとともに、多様な一時保護の場を確保していくことが必要です。

このため、施設において一時保護が必要な子どもを受入れ、適切な支援を行うことができるよう、体制の整備を進めます。

(4) 児童家庭支援センターの増設と連携強化

すでに相談支援等の実績がある場合や施設退所児童、施設のショートステイ²⁸を頻繁に利用する世帯等にあっては、身近で状況を把握していた児童家庭支援センターによる継続支援がより有効となるケースがあり、児童相談所や各区家庭児童相談室から児童家庭支援センターへ指導委託²⁹を行っています。

引き続き、児童家庭支援センター未設置の児童養護施設に対して設置支援を行うとともに、相談機関の適切な役割分担や連携強化を図り、児童家庭支援センター等による指導が適当と考えられるケースの指導委託を推進します。

(5) 母子生活支援施設³⁰の活用に向けた連携強化

社会的養護には、保護者と分離している場合と分離していない場合が含まれ、分離していない場合の社会的養護を担う児童福祉施設として、母子生活支援施設があります。

個々の子どもの状況に応じた社会的養護を行うため、母子家庭の母と子が支援を受けながら親子単位で生活できる母子生活支援施設を効果的に活用できるよう、関係機関の連携強化を図ります。

(6) 社会的養護自立支援の推進

社会的養護の下で生活していた子どもが安心して自立するためには、施設入所措置中や里親等委託中の支援はもちろんのこと、年齢到達などで、それらを解除された後も安定した生活を送ることができるよう、個々の状況に応じて継続的な支援を行うことが重要です。

引き続き、施設入所児童や里親委託児童の自立を支援するため、学習等の支

²⁸ 「ショートステイ」：保護者の疾病等により短期間子どもの養育ができない場合に、児童養護施設や乳児院で子どもを一時的に預かること。

²⁹ 「指導委託」：児童福祉法第26第2項に基づく要保護児童やその保護者に対する指導等を、児童相談所が児童家庭支援センター等に委託すること。

³⁰ 「母子生活支援施設」：困難な状況にある母子家庭の母と子に生活の場を提供し、自立促進のための生活支援などをを行う施設。

援のためのスタディメイト³¹の派遣や、大学進学等奨励給付金³²の支援などをを行うとともに、札幌市社会的養護自立支援事業を継続実施し、施設、里親、支援コーディネーター、生活相談・就労相談支援事業者等と連携して子どもの自立をしっかりと支えます。

さらに、入所中の支援の質を一層高めるため、社会的養護を経験した方から、一時保護所や施設等での生活の中で感じたことや、自立に向けて必要な支援等についてヒアリングを実施していきます。

5. 関係機関との連携・支援の体制や支援制度の強化

(1) 児童虐待防止ハンドブックの活用

札幌市児童相談所では、児童虐待の予防的観点の重要性や児童虐待の通告・相談等から対応・支援の流れを示した「児童虐待防止ハンドブック」を作成し、小中学校や保育所等の関係機関に配布・説明を行っています。

児童虐待防止ハンドブックには、児童虐待の概要だけでなく、日頃から子どもや家族に関わる機関が連携して支援を行うため、要対協における機関が連携・協働した支援の必要性についても記載し、理解の促進を図っています。

今後も、このような理解の促進を図っていくとともに、個別ケース検討会議等を通じた支援が必要であることから、学校の先生や保育所の保育士等、実際に子どもに直接関わる関係機関の職員に、日常的に手に取ってみてもらい、支援に役立ててもらえるよう、児童虐待防止ハンドブックの概要版の普及を進めて職員の意識を高め、実際の支援につなげていきます。

(2) 関係機関と連携した支援の体制

児童虐待の予防や重篤化の防止のためには、地域における様々な機関が、幅広く情報を集め、連携して支援を行うことが重要となります。

子どもの福祉に関わる児童相談所等をはじめ、各区の福祉や保健を担当する行政機関、学校や警察、医療機関、障がい福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、子育て支援団体等との協働が重要であり、相談・支援場面での連携を深めるとともに、連携にあたっては一方的に情報を伝えて終わることのないよう、合同で研修を実施するなど、これまで取り組んできた関係機関と有機

³¹ 「スタディメイト」：児童福祉施設に入所した子どもの学習等の支援を行う学生や地域住民などの有償ボランティアのこと。

³² 「大学進学等奨励給付金」：児童養護施設入所措置児童等が、大学等に入学するにあたり措置解除となる場合に、進学のために必要な経費や生活費などとして措置費を支給するもの（1年間・月5万円）。

的な連携をさらに強化します。

また、要対協においては、各区代表者会議の構成員に障がい児の支援機関も位置付けていくなど、連携・協働体制をより強固なものにしていきます。

(3) DV相談窓口との連携強化

子どもの面前で行われるDV被害に伴う心理的虐待等への対応を図るため、警察や各区保健福祉部等の関係機関と情報共有を行い、家庭での養育が困難となつた子どもの支援を行っていますが、今後もさらなる情報共有の徹底を図り、連携を強化していきます。

また、DV被害を支援する関係機関における対応方法や役割分担等について、援助技術を向上するための研修会等を実施します。

(4) 思春期・若年期の女性への支援のあり方の調査・検討及び取組の実施

性的被害を含めた身体的・心理的な被害に遭っている又は遭う可能性のある10代後半から20代の思春期・若年期の女性（以下「若年女性」という。）への支援は、各支援施策の制度的なはざまにあり、現状、施策として十分ではありません。

制度的なはざまの事例として、児童福祉法に基づく支援は年齢の制限があり、高校を中途退学すると学校教育の支援から外れ、予期しない妊娠で中絶を選択すると母子保健の支援から外れてしまうという実態がそれぞれあります。

さらに、心身ともに大きな傷付き体験があっても、制度的な支援がない不安定な生活環境では、特に女性は、性的搾取、性暴力、DV被害、予期しない妊娠や出産など新たな困難を抱える可能性があります。

様々な困難を抱える背景は、貧困や虐待など生まれ育った家庭の問題や、発達の遅れや障がい等が見過ごされていることにより起こる自分自身の問題、対人関係の不安定さや学習面での遅れなど多岐にわたります。

今後は、若年女性の支援に向け、制度的なはざまなどにより必要な支援が途切れてしまうことのないよう、フォローアップできる方策の検討を行います。

また、アウトリーチ型の支援、安全・安心な居場所の確保及び自立支援のため、連携して支えていく枠組みづくりに関係部所や関係機関と取り組んでいきます。

第3次札幌市児童相談体制強化プランの取組一覧と実施時期等

第4章の「具体的な取組」で記した取組内容の実施時期等は、図表29のとおりです。

また、第2次札幌市児童相談体制強化プランの継続課題と検証報告書の課題を踏まえた提言の項目一覧は図表30のとおりで、本強化プランとの対応関係を図表29の右側に整理しています。

図表29 第3次札幌市児童相談体制強化プランの取組一覧と実施時期等

第4章の具体的な取組（大項目）			
具体的な取組（小項目）			
【継続・新規・強化】	主な取組内容	2次プラン	対応項目について
取組開始時期		検証報告書	は、図表30を参照。
1. 子どもの権利擁護			
(1) 児童虐待防止に向けた普及啓発活動			
【継続】	普及啓発活動、研修会、出前講座等	2次プラン	—
		検証報告書	—
(2) 「権利ノート」の活用の徹底			
【継続】	「権利ノート」の活用	2次プラン	—
		検証報告書	—
【新規】	子どもの権利の説明のあり方検討	2次プラン	—
令和3年度から		検証報告書	—
(3) 子どもの意見を聞く場の設定やアドボケイト制度の検討			
【新規】	子どもの意見を聞く場の設定、アドボケイト制度構築の検討	2次プラン	—
計画期間の早期		検証報告書	—
(4) 子どもの権利擁護に関する専門性の強化			
【強化】	実践的研修の実施	2次プラン	—
令和3年度から		検証報告書	—
2. 地域における相談支援体制の強化			
(1) 要保護児童対策地域協議会の機能強化			
【強化】	各区家庭児童相談室の人員等体制の強化	2次プラン	【方向性4】②
計画期間の早期		検証報告書	提言(3) ①
(2) 各区における児童相談支援体制の強化			
【新規】	子ども家庭総合支援拠点の機能の位置付け	2次プラン	—
令和4年度から		検証報告書	提言(1) ①
【新規】	児童相談所の区支援の体制整備	2次プラン	【方向性3】②
令和3年度から		検証報告書	提言(1) ②
(3) 母子保健相談体制の強化			
【強化】	母子保健相談員の配置及び心理相談員の増員	2次プラン	【方向性3】①
計画期間の早期		検証報告書	提言(2) ①②③

3. 専門的相談支援体制の強化

(1) 児童福祉司など専門職員の計画的な配置

【強化】 令和4年度まで	児童福祉司の国基準への増員 【配置】R2：58名 → R4：68名	2次プラン	—
		検証報告書	提言(5) ①
【強化】 令和6年度まで	児童心理司の国基準への増員 【配置】R2：22名 → R6：33名	2次プラン	—
		検証報告書	—
【継続】	医師、保健師の配置	2次プラン	—
		検証報告書	—
【新規】 計画期間の早期	弁護士の常時配置の実施	2次プラン	—
		検証報告書	—

(2) 介入と支援に対応した体制の確立

【継続】	介入と支援部門の分離、「48時間ルール」の徹底	2次プラン	—
		検証報告書	提言(3) ③ 提言(4) ①②③

(3) アセスメントシートの活用や進行管理の徹底

【継続】	アセスメントシートの活用、研修の実施	2次プラン	【方向性1】①・②
		検証報告書	提言(3) ②

(4) 専門的な力量を持つ職員を採用、育成、配置できるキャリア形成や体制

【新規】 令和3年度から	体系的な体制、キャリア形成等の検討	2次プラン	【方向性2】①
		検証報告書	提言(5) ①・③

(5) 体系的な研修の計画と実施

【強化】 令和3年度から	研修の体系化など職員の育成・研修 体制の確立	2次プラン	【方向性2】①
		検証報告書	提言(5) ②・③
【新規】 令和3年度から	職員研修計画の外部専門家による評価等の検討	2次プラン	【方向性2】①
		検証報告書	提言(5) ④

(6) (仮称)第二児童相談所の整備

【新規】 令和3年度から	(仮称)第二児童相談所の整備 【設計】令和3年度開始 【開設(予定)】令和7年度	2次プラン	【方向性3】②
		検証報告書	提言(4) ④

(7) 一時保護体制の強化

【新規】(再掲)	(仮称)第二児童相談所への一時保護所の設置 【開設(予定)】令和7年度	2次プラン	【方向性3】③
		検証報告書	—
【新規】 令和3年度	仮設一時保護所の設置 【定員】仮設一時保護所20名拡充	2次プラン	【方向性3】③
		検証報告書	—

(8) 児童相談所と各区の連携強化、区支援機能の構築

【新規】 令和3年度	児童相談、母子保健情報等のシステム連携による子育てデータ管理プラットフォームの構築	2次プラン	【方向性3】①
		検証報告書	提言(3) ⑤
【新規】 令和3年度	養育支援員の提供体制の拡大の検討	2次プラン	【方向性4】①
		検証報告書	提言(1) ④

	(9) 検証報告書の提言への取組に対する評価			
【新規】 令和3年度	検証報告での提言への取組状況の外 部評価	2次プラン 検証報告書	—	提言(7)
(10) 児童相談所の自己点検の実施、外部評価の検討推進				
【新規】 計画期間の早期	自己点検の実施、外部評価の検討	2次プラン 検証報告書	—	—
4. 個々の子どもの状況に応じた社会的養護体制の充実				
(1) 里親委託と里親支援の推進				
【強化】 令和3年度から	里親登録者数増に向け戦略的なリクルート等の取組 【里親委託率】R1 : 30.4% → R6 : 38.0%	2次プラン 検証報告書	【方向性5】① —	
【新規】 令和3年度から	民間フォースタッキング機関の設置	2次プラン 検証報告書	【方向性5】① —	
(2) 施設の小規模化かつ地域分散化				
【継続】	施設本体のケア単位小規模化や、地域小規模児童養護施設の設置推進	2次プラン 検証報告書	【方向性5】② —	
(3) 施設機能の強化及び一時保護機能拡充				
【強化】 令和3年度から	専門職員配置の促進、研修実施による機能強化	2次プラン 検証報告書	【方向性5】② —	
【新規】 計画期間の早期	施設での一時保護児童の受け入れに向けた体制整備 【定員】一時保護専用施設整備(6名)	2次プラン 検証報告書	【方向性5】② —	
(4) 児童家庭支援センターの増設と連携強化				
【継続】	児童家庭支援センター設置支援 【設置】R2: 4箇所 → R4: 6箇所	2次プラン 検証報告書	【方向性3】② —	
【強化】 令和3年度から	児童家庭支援センター等への指導委託の推進	2次プラン 検証報告書	【方向性3】② —	
(5) 母子生活支援施設の活用に向けた連携強化				
【強化】 令和3年度から	母子生活支援に関わる機関の連携強化	2次プラン 検証報告書	— —	
(6) 社会的養護自立支援の推進				
【継続】	社会的養護自立支援事業の実施	2次プラン 検証報告書	【方向性5】③ —	
【継続】	社会的養護経験者へのヒアリング	2次プラン 検証報告書	【方向性5】③ —	
5. 関係機関との連携・支援の体制や支援制度の強化				
(1) 児童虐待防止ハンドブックの活用				
【継続】	ハンドブックを用いた理解の促進	2次プラン 検証報告書	— 提言(1) ⑤	
(2) 関係機関と連携した支援の体制				

【強化】 令和3年度から	関係機関との合同研修の強化	2次プラン	【方向性1】②
		検証報告書	提言(1) ③ 提言(3) ④
【強化】 令和3年度から	要対協各区代表者会議の体制強化	2次プラン	【方向性4】②
		検証報告書	提言(3) ① 提言(6) ②
(3) DV相談窓口との連携強化			
【継続】	情報共有の徹底	2次プラン	—
		検証報告書	提言(6) ③
【強化】 令和3年度から	支援関係機関での研修会等実施	2次プラン	【方向性2】①
		検証報告書	提言(6) ③
(4) 思春期・若年期の女性への支援のあり方の調査・検討及び取組の実施			
【新規】 計画期間の早期	支援のあり方についての調査及び検討	2次プラン	—
		検証報告書	提言(6) ①
【新規】 計画期間の早期	支援の枠組み創設	2次プラン	—
		検証報告書	提言(6) ①

図表 30 2次プランの継続課題及び検証報告書の課題を踏まえた提言の項目一覧

2次プランの継続課題	
【方向性1】相談支援力の強化	
① 開発したアセスメントツールの周知や効果的な利用 ② アセスメントツールを活用した児童相談所と各区の合同研修	
【方向性2】専門性の強化	
① 検証報告を踏まえた職員育成や専門性強化の研修についての検討・対応	
【方向性3】相談機関の適切な役割分担と連携体制の構築	
① 妊娠期から出産・育児期までの支援に向けた情報やアセスメントの共有の推進 ② 児童相談所による各区の支援の強化 ③ 一時保護の受け皿確保	
【方向性4】地域資源の整備と地域支援の充実	
① 養育支援員の提供体制の拡大 ② 要対協を活用した在宅児童や家庭への支援強化	
【方向性5】社会的養護体制の強化	
① 里親支援の充実や包括支援体制の構築 ② 市内における社会的養護の受け皿拡充 ③ 社会的養護を受ける子どもの自立に向けた支援の継続	
検証報告書の課題を踏まえた提言	
(1) 区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性	
① 区を単位とした相談支援体制（子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点機能）のあり方について ② 各区を中心とした児童相談所との連携強化の必要性	

	<ul style="list-style-type: none"> ③ 子ども福祉分野における各区の生活支援担当の役割発揮の必要性 ④ 子どもの生活圏における支援体制構築の必要性 ⑤ 保育施設(認可外保育所)における虐待事案への対応強化の必要性
	<p>(2) 母子保健体制の見直し、乳幼児健診の改善の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日常的業務（保健師活動・乳幼児健診）の徹底 ② 地域住民の健康増進に寄与するための保健師活動の再考の必要性 ③ 母子保健活動の中での地域精神保健の役割の強化
	<p>(3) アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 要対協の機能強化及び対象範囲の拡大 ② 在宅支援アセスメントシートの更なる活用の必要性 ③ 各職場単位での組織マネジメントの徹底の必要性 ④ 各職場で協働の文化を醸成する必要性 ⑤ 支援の連続性を担保し、ニーズ・リスクの変化に対応する進行管理のあり方にについての再検討
	<p>(4) 児童相談所における介入機能と役割の明確化の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 児童相談所の調査体制のあり方と専門性の検討 ② 警察との連携、役割分担の明確化 ③ 休日・平日夜間時の調査対応の強化 ④ 児童相談所における区との連携の強化
	<p>(5) 専門的力量を持つ職員を育成する体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 児童福祉司の採用、育成と人事異動のあり方 ② 保健師の人材育成のあり方 ③ 中堅職員の育成 ④ 職員研修の実質的機能強化
	<p>(6) 思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの創設の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 思春期・若年期の女性を対象とした支援制度の創設 ② 高等学校との連携・支援体制の必要性 ③ 児童虐待とDVの特性を踏まえた連携体制の構築の必要性
	<p>(7) 過去の検証報告書の進捗状況についての検証機会の必要性</p>

第5章 (仮称) 第二児童相談所設置について

1. 児童相談所設置

(1) 児童相談所の設置目的等

児童相談所は、子どもに関する家庭などからの相談に応じ、子どもが有する問題や子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に適切な援助を行い、その活動を通じて子どもの福祉を図り、その権利を擁護することを目的として行政が設置する専門機関です。

(2) 児童相談所の機能

児童相談所は、市民にとって身近な相談機関である区役所と協働・連携・役割分担を図り、相談援助活動を展開していくため、次の機能を備えています。

① 区（市町村）援助機能

区役所による児童家庭相談への対応について、専門機関として必要な援助を行う。

② 相談機能

子どもに関する家庭などからの相談に応じ、家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な調査や診断等を行い、それに基づき援助方針を定め、関係機関とともに子どもの援助を行う。

③ 一時保護機能

必要に応じて子どもの一時保護を行う。

④ 措置機能

子どもや保護者に対して児童相談所の職員等が指導等や、子どもの里親委託、施設入所等を行う。

(3) 児童相談所の業務

上記の機能を果たすため、児童相談所では以下の業務を行っています。

① 調査、診断、判定（アセスメント）、見立て

受け付けた相談について、職員が面接や訪問により子どもとその家族などと会うなど必要な調査を行います。相談内容は、養護相談（子どもの養育、育児不安、虐待）、発達や障がい相談、非行相談、育成相談（性格行動、不登校など）、子どもの福祉に関する全般にわたります。

また、児童心理司等による面接や心理検査等を経たうえでの心理診断、医師の診察による医学診断、行動観察などを行って総合的なアセスメントを行い、問題となっている状態に至ったプロセスを見立てます。

なお、虐待通告や虐待相談にあっては、危機状態の判断を速やかに行い、

必要に応じて、一時保護などを含む介入を行って、まず子どもの安全を確保します。この場合、詳しい面接や調査は安全が確保されてから行います。

② 援助方針の作成とそれに基づく援助活動

アセスメント及び見立てに基づき、個々の子どもに対する援助方針を策定します。援助方針は、子どもやその保護者等が有する課題や援助ニーズについて、家庭環境の調整を含めた援助の目標、援助方法を踏まえて決定します。

在宅での支援が適切と考えられる時には、区役所や要対協と連携して支援を行っていきます。

児童福祉施設等への入所時などでは、当該施設とともに自立支援を実施します。

2. 札幌市児童相談所の現状

(1) 札幌市児童福祉総合センター施設概要

現在の児童相談所は、複合施設である札幌市児童福祉総合センター内にあります。児童福祉総合センターの施設概要は以下のとおりです。

○所在地	札幌市中央区北7条西26丁目1番1号
○敷地面積	3,633.49 m ²
○建築構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上4階、地下2階、塔屋1階
○建築面積	2,328.96 m ²
○延床面積	6,260.72 m ² : 児童相談所 ······ 2,250.52 m ² 発達医療センター ······ 651.71 m ² はるにれ学園 ······ 551.21 m ² その他共有等 ······ 2,807.28 m ²
○開設日	平成5年11月29日

(2) 児童相談所諸室構成

○面接室・(兼)心理検査室	····· 20室
○医務室	····· 2室
○箱庭室	····· 1室
○プレイルーム(遊戯面接室)	····· 2室
○会議室	····· 2室
○一時保護所	····· 50名定員
○厨房(一時保護所)	····· 1室
○その他、事務室、ロビー、倉庫、車庫、調理工芸室など	

3. (仮称)第二児童相談所設置方針

(1) 児童相談所2所体制化

児童相談所は、相談援助活動等を通して、子どもの権利擁護を図る重要な機関の一つであり、その役割は、今後ますます重要となっていきます。

また、要対協の主要機関として、区役所ほか関係機関と連携し、地域の子どもを支援するネットワークの拠点としてさらに機能を強化していく必要があります。

そのため、現在の1所の児童相談所に10区の対応が集中している体制を、2所とそれぞれの担当地区に分担することで、地域にとってより身近な機関として対応できる体制整備を図ります。

さらに、児童虐待や相談対応件数等は増加が続き、現在の児童相談所の開設時から大きく社会状況が変化してきており、対応を強化するためには、相談や支援の活動を支える施設面の強化も併せて行っていく必要があります。

現在の児童相談所が入っている児童福祉総合センターでは、一時保護所や面接室、事務室について増築による確保を図ることが困難となっていることから、以下の課題を含め、2所目の児童相談所を開設することで対応します。

《相談支援設備及び体制》

相談受理件数は現児童相談所の開設時（平成5年11月）に比べて2倍以上となっており、面接室等の稼働率は常態的に90%を超えていましたが、現建物での対応は困難となっています。

《一時保護所の定員確保》

一時保護需要の高まりにより、一時保護所での受け入れが困難な日が増加しています。さらに、施設等での一時保護委託先の確保も困難となってきており、相談支援に支障が生じています。

《アクセス性》

虐待通告があった場合の初期調査、各家庭への訪問支援、各区及び関係機関との連携強化や来所される市民の方々の利便性という点で、児童相談所へのアクセス性は重要です。市域の広さや積雪という札幌市の特性から、市域東部へのアクセスが片道1時間を超えることがあります。

① 2所体制での機能

2所体制とした時点では、2つの児童相談所が市域を分割して担当することとなり、それぞれが児童相談所として機能を持つ必要があり、第二児童相談所も現在の児童相談所と同様に下記の部門を備えるものとします。

なお、2所共通の業務については、現在の児童相談所が統括を担います。

担当地区は、現在の児童相談所が6区(中央区、北区、東区、南区、西区、

手稲区)、第二児童相談所がアクセス性等を勘案し、市域東部4区(白石区、厚別区、豊平区、清田区)とします。

- 総務部門 …… 庶務、経理、庁舎管理等
- 一時保護部門 …… 児童の一時保護、生活指導、行動観察
- 調査部門 …… 児童虐待通報・通告に関する初期調査
- 相談部門 …… 児童や家庭の相談、指導、措置
- 判定部門 …… 児童等の心理診断、医学的診断

② 施設整備に向けて

2所体制とする場合、連携体制の確保の観点から、例えば合同でテレビ会議が開催できるようにするなど、統一的に支援等が行えるよう施設整備面でも配慮を行います。

また、災害等緊急時には、第二児童相談所が現児童相談所のバックアップを行えるような機能を果たせるものとします。

③ 目指すべき施設

次に掲げる施設を目指します。

- 利用者が訪れやすい、相談しやすい施設
児童相談所は、子どもに関するあらゆる相談に対応することから、悩みを持つ誰もが訪れやすく、相談が行いやすい施設である必要があります。
- 相談件数の増加や相談内容の多様化に対応できる施設
昨今の相談件数の増加に対応した面接室(相談室)の確保や、相談に総合的に対応するための目的別の部屋や設備を備える必要があります。
- 相談者や一時保護児童のプライバシーに配慮した施設
利用される方が不安を抱かず安心できることや、子どものプライバシーに配慮した施設であることが必要です。
- 職員間の連携がとれ、目の行き届く施設
利用者と職員の安全に十分配慮した施設構成が求められます。

(2) 施設整備の条件

① 施設設置予定地

児童相談所の整備にあたっては、駐車場の確保や一時保護スペースを含めた庁舎面積の確保が必要となり、敷地には一定の面積が求められます。

また、設置場所については、利用者のアクセス性向上と、初期調査・訪問支援の担当区域について所要時間短縮が求められます。これらの条件や現在の児童相談所の所在地を踏まえ、市域東部の市有地のうち、白石区本郷通3丁目北の旧水道局白石庁舎(跡地)を設置予定地とします。

《設置予定地周辺図》



《土地の概況》

項目	内容
所在	白石区本郷通3丁目北
現況	旧水道局白石庁舎（跡地）※令和2年度中に建物を解体
主要交通	地下鉄東西線「白石駅」下車、徒歩10分
敷地面積、建蔽率／容積率	2,674.02 m ² 、80%／300%
用途地域	近隣商業地域
高度地区	45m高度地区
防火地域	準防火地域

② 必要な諸室、仕様（設備・性能）

【総務・調査・相談・判定部門】

- ・事務室、書庫・倉庫、会議室（大・小会議室）
- ・面接室（相談室）
- ・心理検査室（心理検査用の部屋）
- ・医務室（医師の診察用の部屋）
- ・プレイルーム（遊戯面接用の部屋）
- ・箱庭室（箱庭療法用の部屋）
- ・司法面接室（司法面接用の部屋）
- このほか、授乳室など

【一時保護部門】

- ・事務室、倉庫等

- ・厨房（給食調理用）、食堂
- ・アリーナ（体育室）、学習室
- ・浴室、洗面所、医務室、静養室
- ・居室：幼児用（幼児についてはグループで1室（大部屋））
　　学齢児用（学齢児については各個室）
　　開放処遇³³対応用（男女別個室、トイレ・シャワー付）

（3）施設プラン

① 基本的な考え方

- ・必要な機能、諸室を備える。
- ・来所者、職員、一時保護児童の動線が交わらないようなゾーニングと動線設定を行う。
- ・安全な施設となるよう、諸室の配置、外構の整備を行う。
- ・省エネルギー等に配慮した施設とする。
- ・災害時、停電等の事態となっても一定時間業務を継続できる施設とする。

② 施設内のエリア

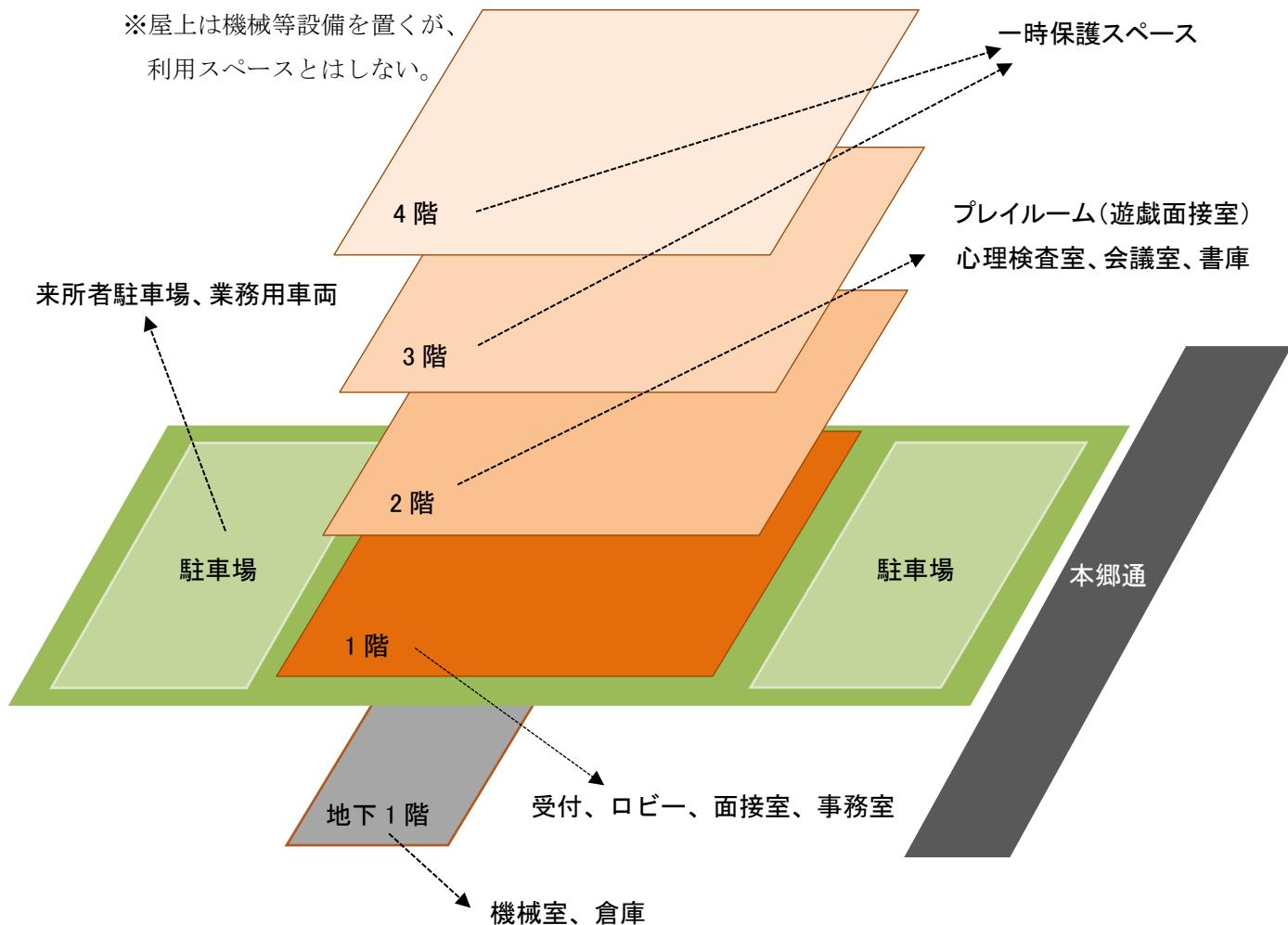
詳細については、今後の基本設計において検討していきますが、現時点では予定地に必要なスペースを配置した場合のイメージは、52ページから54ページのとおりです。

③ その他の配置で配慮する事項

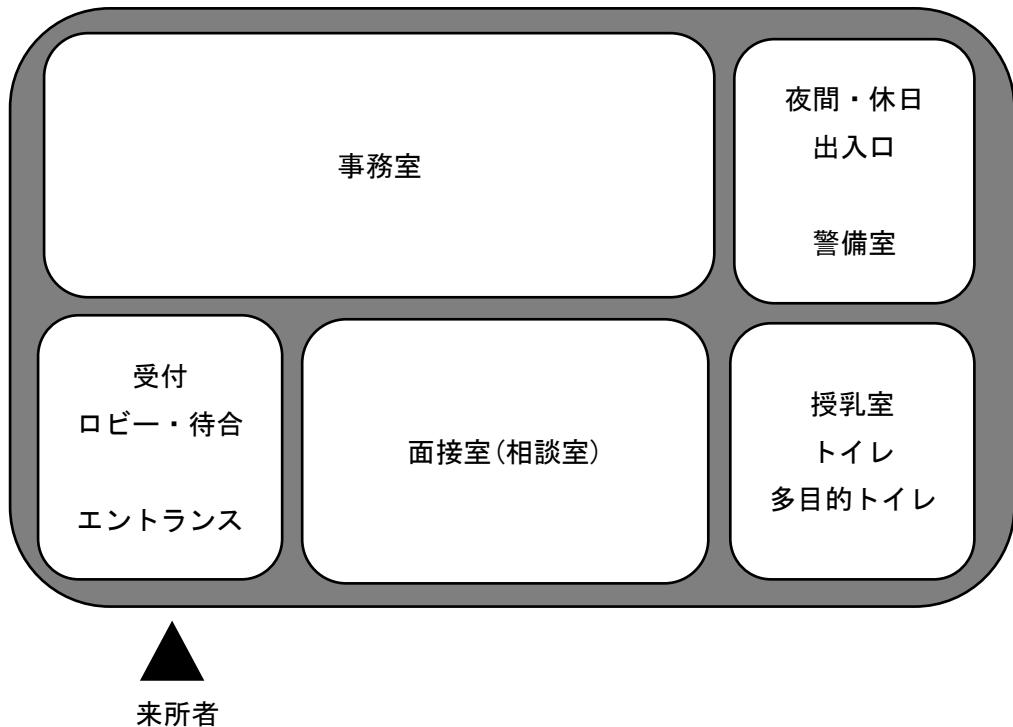
- ・夜間、休日等出入口の確保
- ・来庁者と外勤用公用車駐車場の確保
- ・駐車場出入庫時の歩道安全対策
- ・駐輪場の確保
- ・隣接住環境に配慮した施設配置（日影や視線（双方から））

³³ 「開放処遇」：子どもの安全を確保するための閉鎖的環境（一定の建物において、子どもの自由な外出を制限する一時保護の環境）以外の一時保護の環境に配慮した処遇のこと。

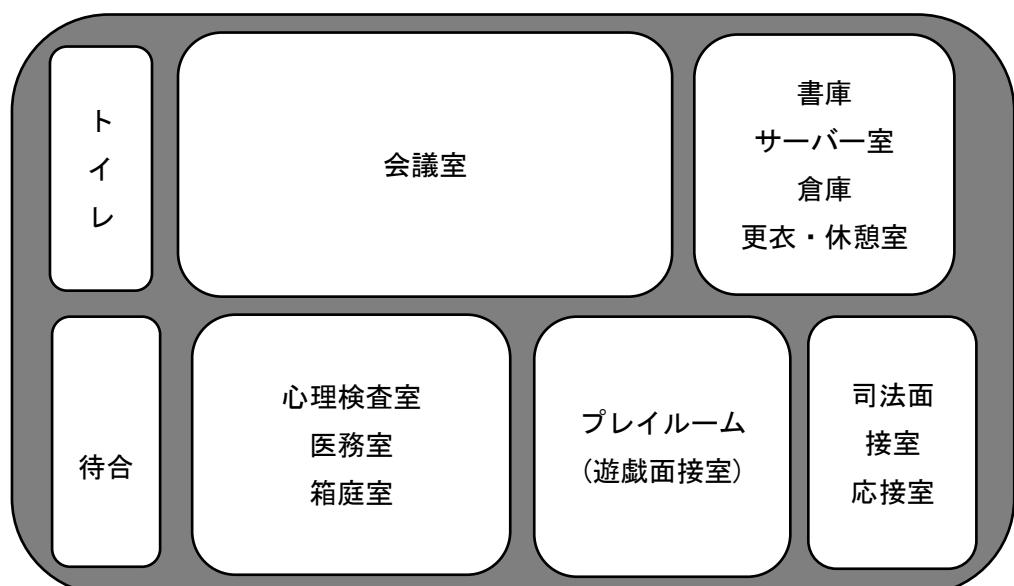
《建物全体の構成イメージ》



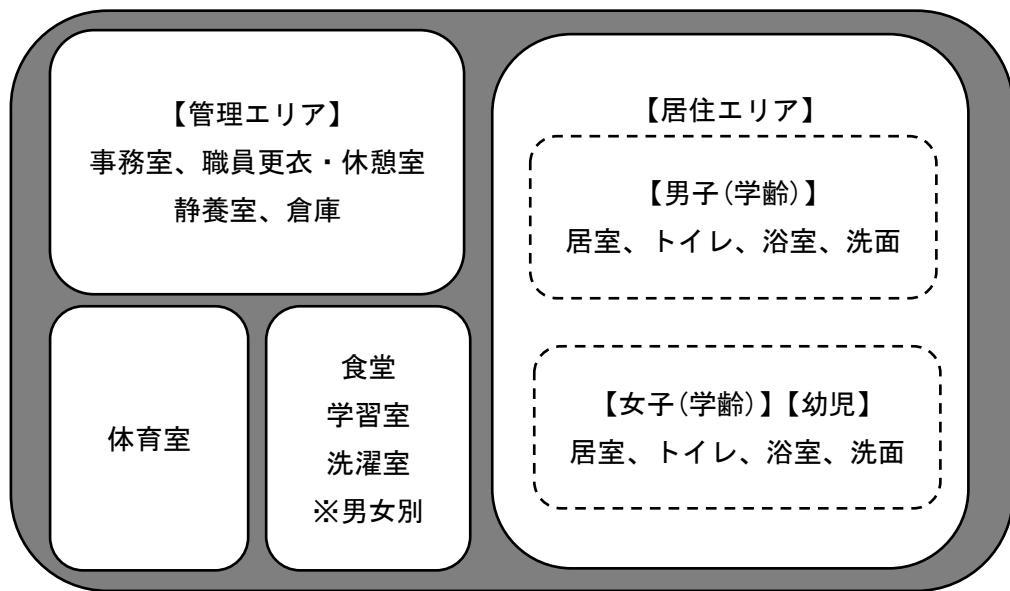
《1階のイメージ》



《2階のイメージ》



《3・4階のイメージ》



(4) スケジュール等(想定)

① 整備スケジュール

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施内容	基本 計画	基本・実施設計		工事		開設

② 供用開始

令和7年度中

③ 整備概要

- ・概算工事費：約 27 億円（用地費や移転費などを除く）
- ・延床面積：約 4,000 m²

參 考 資 料

1. 札幌市子ども・子育て会議(児童福祉部会)での検討経過

開催日	主な内容
令和元年 7月29日	令和元年度第1回児童福祉部会 ・プラン策定スケジュール、構成の確認
令和元年 8月23日	令和元年度第2回児童福祉部会 ・相談対応件数の推移等、各政令指定都市の状況の確認 ・現行の取組状況の報告
令和元年10月31日	令和元年度第3回児童福祉部会 ・プラン取組項目（児童虐待防止対策体制強化、社会的養育推進）案に関する協議
令和2年 1月28日	令和元年度第4回児童福祉部会 ・プラン取組項目（各区における支援の在り方、包括的な里親支援体制のあり方）案に関する協議
令和2年 6月24日	令和2年度第1回児童福祉部会 ・プラン基本的方向性と取組案の確認
令和2年 8月5日	令和2年度第2回児童福祉部会 ・プラン取組項目（（仮称）第二児童相談所の整備、区家庭児童相談室における相談支援体制の強化に向けた具体的な取組、民間フォースタッキング機関の設置方法、専門的力量を持つ職員育成）案に関する協議
令和2年 9月7日	令和2年度第3回児童福祉部会 ・プラン取組項目（区家庭児童相談室における相談支援体制の強化に向けた具体的な取組、民間フォースタッキング機関の設置方法）案に関する協議
令和2年 9月18日	札幌市子ども・子育て会議 ・児童福祉部会におけるプラン検討を報告
令和2年10月16日	令和2年度第4回児童福祉部会 ・プラン取組項目（今後の里親支援の在り方）案に関する協議
令和2年11月12日	令和2年度第5回児童福祉部会 ・プラン素案に関する協議
令和2年11月30日	令和2年度第6回児童福祉部会 ・プラン素案に関する協議
令和3年 1月14日	札幌市子ども・子育て会議（書面会議） ・プラン素案に関する協議

2. 札幌市子ども・子育て会議 児童福祉部会 委員名簿（50音順）

氏 名		所 属
部会長	松 本 伊智朗	北海道大学大学院教育学研究院教授
委 員	大 場 信 一	北海道児童養護施設協議会顧問
	加 藤 雅 央	札幌市里親会会长
	北 川 聰 子	札幌市自立支援協議会子ども部会部会長
	末 武 真 紀	北海道警察本部 生活安全部少年サポートセンター所長
	高 橋 司	弁護士
	遠 山 博 雅	札幌市中学校長会幹事
	箭 原 恭 子	札幌市母子寡婦福祉連合会理事長

4. 相談先一覧

《児童相談所》

- | | |
|----------------------------------|--|
| ○児童相談所全国共通ダイヤル | <small>いちはやく</small>
電話：189 |
| 札幌市内から電話すると札幌市児童相談所につながります。 | |
| ○子ども安心ホットライン（子ども虐待相談） | <small>ふじにーおーとー</small>
電話：622-0010 |
| 札幌市児童相談所内、24 時間・365 日対応 | |
| ○児童相談所直通（8 時 45 分～17 時 15 分） | 電話：011-622-8630 |
| ※土曜・日曜、祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日は休み | |

《区家庭児童相談室》

- | | |
|------------------------|-----------------|
| ○中央区家庭児童相談室（中央保健センター内） | 電話：011-511-7226 |
| ○北 区家庭児童相談室（北保健センター内） | 電話：011-757-1182 |
| ○東 区家庭児童相談室（東保健センター内） | 電話：011-711-3212 |
| ○白石区家庭児童相談室（白石区複合庁舎内） | 電話：011-862-1881 |
| ○厚別区家庭児童相談室（厚別保健センター内） | 電話：011-895-2497 |
| ○豊平区家庭児童相談室（豊平区役所内） | 電話：011-822-2423 |
| ○清田区家庭児童相談室（清田保健センター内） | 電話：011-889-2049 |
| ○南 区家庭児童相談室（南保健センター内） | 電話：011-581-5211 |
| ○西 区家庭児童相談室（西保健センター内） | 電話：011-621-4241 |
| ○手稲区家庭児童相談室（手稲保健センター内） | 電話：011-688-8596 |

《児童家庭支援センター》

- | | |
|------------------------------|-----------------|
| ○興正こども家庭支援センター(北区、興正学園内) | 電話：011-765-1000 |
| ○羊ヶ丘児童家庭支援センター(豊平区、羊ヶ丘養護園内) | 電話：011-854-2415 |
| ○札幌南こども家庭支援センター(南区、札幌育児園内) | 電話：011-591-2200 |
| ○札幌乳児院児童家庭支援センター(白石区、札幌乳児院内) | 電話：011-879-6264 |

5. 「第3次札幌市児童相談体制強化プラン(案)」に対する市民意見の概要と札幌市の考え方

本強化プランの策定にあたり、市民の皆さまからの意見募集（パブリックコメント）を実施し、お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方を以下のとおりまとめました。

なお、意見公表にあたりまして、お寄せいただいたご意見は趣旨が変わらない程度に要約し、同様の趣旨のご意見はまとめて掲載しております。

(1) 意見募集の概要

① 意見募集期間

令和3年2月16日（火）から3月17日（水）までの30日間

② 意見募集方法

郵送、持参、FAX、電子メール、ホームページ（ご意見入力フォーム）

③ 資料配布・閲覧場所

- ◆ 札幌市児童相談所
- ◆ 札幌市役所本庁舎（1階ロビー、2階市政刊行物コーナー）
- ◆ 各区役所（総務企画課広聴係、健康・子ども課）
- ◆ 各まちづくりセンター
- ◆ 子育て支援総合センター
- ◆ 区保育・子育て支援センター（ちあふる）
- ◆ 保育園、幼稚園、認定こども園
- ◆ 児童会館
- ◆ 小中学校、高等学校、特別支援学校など

(2) 市民意見の内訳

① 意見提出者数・意見件数

40人・89件

② 年代別内訳

年代	19歳以下	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	不明	合計
人数	0人	6人	4人	7人	10人	8人	4人	1人	40人
構成比	0%	15%	10%	17.5%	25%	20%	10%	2.5%	100.0%

③ 提出方法別内訳

年代	郵送	持参	FAX	電子メール	ホームページ	合計
人数	24人	0人	2人	1人	13人	40人
構成比	60%	0%	5%	2.5%	32.5%	100.0%

④ 意見内訳

意見区分	件数	構成比
第1章 強化プランの策定にあたって	2件	2.2%
第2章 札幌市の児童相談に関する現状	10件	11.2%
第3章 札幌市の児童相談に関する課題と基本的方向性	4件	4.5%
第4章 具体的取組	48件	53.9%
1. 子どもの権利擁護	(8件)	(9.0%)
2. 地域における相談支援体制の強化	(8件)	(9.0%)
3. 専門的相談支援体制の強化	(17件)	(19.1%)
4. 個々の子どもの状況に応じた社会的養護体制の充実	(4件)	(4.5%)
5. 関係機関との連携・支援の体制や支援制度の強化	(10件)	(11.2%)
第3次札幌市児童相談体制強化プランの取組一覧と実施時期等	(1件)	(1.1%)
第5章 (仮称)第二児童相談所設置について	19件	21.3%
その他意見	6件	6.7%
合 計	89件	100.0%

※表示単位未満で端数処理しているため、合計が合計値と一致しない場合があります。

⑤ 計画案の変更点

いただいたご意見を参考にして、次のとおり計画案を変更しました。

また、他のご意見についても児童相談体制強化に係る各取組を進めいくうえで、可能な限り取り入れていきます。

【修正点】

修正箇所	「アウトリーチ」について
修 正 前	脚注をつけていなかった。
修 正 後	本文の下部に脚注をつけました。
反映箇所	本書 P.33 ((3) 母子保健相談体制の強化)

(3) 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

① 第1章 強化プランの策定にあたって

No.	意見の概要	本市の考え方
1	第2次札幌市児童相談体制強化プランの評価があつて今回の計画案が策定され、取組内容等については令和4年度（2020年度）に中間的な点検・評価を行うとなつてゐるが、具体的な評価基準はあるのか。	今回の計画案には、前計画から継続して実施する取組や、修正や拡充が必要な取組等も掲載しており、評価の基準等については、札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会において審議することを予定しております。具体につきましては、各取組の実施状況等を踏まえて検討、整理してまいります。
2	計画案に掲げる持続可能な開発目標（SDGs）の17項目のうち6つの開発目標と各取組は、どのように対応しているのか。	札幌市の子ども施策に係る総合的な計画である「第4次さっぽろ子ども未来プラン」で定める次の基本目標の達成を計画案として目指す中で、各SDGsゴールの達成にも寄与してまいります。 【基本目標】 1. 子どもの権利を大切にする環境の充実 2. 安心して子どもを生み育てられる環境の充実 3. 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実 4. 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

② 第2章 札幌市の児童相談に関する現状

No.	意見の概要	本市の考え方
3	アウトリーチ型支援など、周知が不足していると思われる部分があるので、広報誌等で周知する必要がある。 (類似意見1件)	児童相談所の業務等について、札幌市が発行している子育てに関するガイドブックや、ホームページ等により、育児・児童相談を受ける機関としてお知らせしておりますが、関係機関とも連携し、相談を必要とする方に対して、必要な支援が届くよう、より一層の周知に努めてまいります。
4	児童相談所への相談件数や一時保護児童数が増加傾向にあることに対して、相談体制の強化や連携に取り組んでいくことを計画案で知つて安心した。	いただいたご意見は、今後の取組を進める際の参考にさせていただきます。
5	図表15の「虐待の重症度と支援の体系」について、リスクの段階を分類する評価基準はあるのか。また、誰が判定するのか。	図表15については、子どもが置かれた状況に応じて、児童相談所と各区のどちらが中心的に関わっていくか、どのような支援が必要かを図示したものとなります。 実際の支援を行う際は、対象の児童ごとに「在宅支援アセスメントシート」や「リスクアセスメントシート」などを用いて、児童虐待の重篤度や緊急的な対応の必要性、支援にあたつての課題等を、児童相談所や各区で判断、整理しております。

No.	意見の概要	本市の考え方
6	推計では、相談件数や一時保護を必要とする児童数は増加する見込みとなっており、社会的養護施設等の不足が心配である。	いただいたご意見は、今後の取組（「施設の小規模かつ地域分散化」、「施設機能の強化及び一時保護機能拡充」）を進める際の参考にさせていただきます。
7	毎年、全職員を対象に検証報告書を用いた事例検討を行うなど、令和元年6月の死亡事例を風化させずに、再発を防止するための取組を実施する必要がある。	札幌市児童虐待防止対策推進本部会議では、検証報告書の提言に対する各取組の進捗管理等を行い、児童虐待防止に関する対策を全庁的に推進しているとともに、市公式ホームページに「児童虐待を防ぐための取組」のページを設置し、検証報告書の内容や児童虐待防止の取組について、周知を図っているところです。 また、児童相談所や区家庭児童相談室では、検証報告に係る研修の中で、過去の検証報告についての振り返りやグループワークを行うなど、再発防止に向けて取り組んでいるところです。
8	虐待通告については、全てリスクアセスメントシートを作成しているか。	虐待通告の対応にあたっては、全てリスクアセスメントを作成のうえ、適切に管理しているところです。
9	令和元年度の死亡事例を踏まえ、市内での転居、市外への転居や市外からの転入があった場合の情報連携・情報共有は改善されたのか。	児童相談所、区家庭児童相談室、母子保健の各担当部所で使用しているシステムを連携させ、関係者間の情報共有の円滑化・迅速化を進めるとともに、ケース移管時の引継ぎ等を徹底しております。
10	子どもをとりまく環境の変化、家庭環境の差を強く感じるようになった。 要保護児童・要支援児童の対応には、市や警察、保育園、学校等の情報共有、連携が大切である。	いただいたご意見は、今後の取組（「関係機関と連携した支援の体制」）を進める際の参考にさせていただきます。
11	相談窓口が多くて分かりにくい。札幌市子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）との関係を明記すると良い。	いただいたご意見は、今後の取組（「児童虐待防止に向けた普及啓発活動」、「児童虐待防止ハンドブックの活用」）を進める際の参考にさせていただきます。

③ 第3章 札幌市の児童相談に関する課題と基本的方向性

No.	意見の概要	本市の考え方
12	育児困難な程度に応じて保健師が支援しているケースもあるようだが、支援にまで至らないケースもあり、基準が不明確である。対応する職員によっても差異があると聞いたことがある。	様々な母子保健事業を通じ、親子への支援をしているところですが、いただいたご意見参考に必要な方に支援が行き届くよう努めてまいります。
13	虐待に至らないよう、子育てで不安にならないよう、予防的な視点や取組が行政には不足	札幌市の様々な施策の実施にあたっては、子どもの安全・安心への配慮を十分に行い、市民の皆さまの

No.	意見の概要	本市の考え方
	していると思う。日常的に子どもやその保護者と接することが多い現場職員の声を聞く機会をもっと増やしてほしい。	意見把握に努めながら進めていくべきものと認識しております。より安心して子どもを生み育てられるよう、各取組を進めてまいります。
14	第2次札幌市児童相談体制強化プランについて、現時点における達成度や、達成できなかった点及びその理由は何か。	第2次札幌市児童相談体制強化プランからの継続課題については、計画案44ページの図表30に記載したとおり整理しております。継続課題や検証報告書の提言を踏まえ、各取組を推進してまいります。
15	一般行政職とは別に福祉部門での採用を増やし、体系的に育成することで、組織としての力量を向上させてほしい。 採用にあたっては、社会人経験者の部門において社会福祉士などの有資格者を採用するなど、年齢構成に配慮するとともに、経験者としての能力活用を図ってほしい。	令和3年度実施の札幌市職員採用試験から、社会人経験者の部門に「一般事務(福祉コース)」を新設し、社会福祉士等の有資格者を配置できるよう体制の整備を行っているところです。 関係部局との協議を継続し、経験者の配置に努めることで、組織体制の強化や人材育成に努めてまいります。

④ 第4章 具体的取組

1. 子どもの権利擁護

No.	意見の概要	本市の考え方
16	現在の社会状況においては、母子支援の重要性を強く感じる。孤立しがちな親子への普及啓発活動や、児童相談所の存在や役割、児童虐待だけでなく子育てに関する悩み事を相談できる機関であること、その他地域にはどのような資源・施設があるのかといったことを広く周知することが重要である。 (類似意見3件)	いただいたご意見は、今後の取組(「児童虐待防止に向けた普及啓発活動」)を進める際の参考にさせていただきます。
17	性的暴力については、若年の被害が多く、自分の受けた行為が性的被害であると認識するのに時間がかかっていると聞いたことがあるので、当事者である子どもが気づけるような性的被害防止に向けた啓発活動が必要である。 (類似意見1件)	性に関する指導を通じて、性に関する正しい知識を身に付けさせることや、自他を尊重する態度を育むことが重要であると考え、各学校における性に関する指導が計画的に実施されるよう努めており、性のトラブルの危険から身を守るために対処の仕方を身に付けたりする事例などを示し、各学校における指導の充実を促しています。 また、産婦人科医や助産師・保健師など専門的な立場の方を学校に派遣し、子ども向け講演会も行っております。 いただいたご意見を参考に、関係機関と連携して子どもの権利擁護に関する各取組を推進してまいります。

No.	意見の概要	本市の考え方
18	「札幌市子ども110番の家」に登録している者を対象に、児童虐待防止に向けた取組等について、研修会などを開催してほしい。	いただいたご意見は、今後の取組（「児童虐待防止に向けた普及啓発活動」、「関係機関と連携した支援の体制」）を進める際の参考にさせていただきます。
19	自分の意見を言葉で表現することが困難な乳幼児等については、虐待を受けていても発見することが特に困難であることから、早期発見・重篤化防止できるよう、十分な体制を整えてほしい。	いただいたご意見は、今後の取組（「子どもの意見を聞く場の設定やアドボケイト制度の検討」、「子どもの権利擁護に関する専門性の強化」、「児童虐待防止ハンドブックの活用」、「関係機関と連携した支援の体制」）を進める際の参考にさせていただきます。

2. 地域における相談支援体制の強化

No.	意見の概要	本市の考え方
20	様々な専門の相談先があるが、困難を抱える家庭、特に未就学児がいる家庭に対する支援の一つとして、「ホームスタート（家庭訪問型子育て支援地域ボランティア）」を実施する予定はあるか。	地域の団体やNPO団体が運営する地域子育て支援拠点と連携して、令和3年度中に試行的に実施することを予定しております。
21	区家庭児童相談室職員の増員と専門性向上のための体系的な研修、関連業務に異動するような人事異動サイクルの構築が必要である。	いただいたご意見は、今後の取組（「各区における児童相談支援体制の強化」）を進める際の参考にさせていただきます。
22	子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を合わせ持つ「妊娠から成人に至るまで」の一貫したワンストップ相談窓口の早期設置が必要である。	
23	健診未受診の乳幼児は、電話による確認ではなく、直接会って確認するべきである。 (類似意見1件)	健診未受診の場合は、訪問等で直接お会いし、相談できるよう、また、保育機関等の関係機関と連携し、親子の様子を把握するよう努めております。
24	母子手帳を交付する際、子育て等についてのセルフチェックを実施のうえ、疑問や課題等があれば関係機関に相談できる仕組みがあると良い。	妊娠届の際は、アンケートを実施するなど、母子保健相談員等が個々に寄り添い、相談に応じております。 引き続き、必要な支援が切れ目なくつながるよう取り組んでまいります。
25	母子保健相談員について、スキルアップの機会を十分に確保できる環境が必要であり、母子との信頼関係を構築するため、妊婦の時からつながっていくことが重要である。	いただいたご意見は、今後の取組（「母子保健相談体制の強化」）を進める際の参考にさせていただきます。
26	初めての出産・育児で不安になる方は多いと思うので、健診未受診の方に確認を行うとともに、乳幼児健診のない月齢児について相談しやすい環境をつくる必要があると思う。	

3. 専門的相談支援体制の強化

No.	意見の概要	本市の考え方
27	<p>児童福祉司の人数や一時保護児童数等について、現在の札幌市における相談件数の増加を考えると、第二児童相談所ができたとしても十分な支援ができるのか心配が残る。</p> <p>価値観の多様化や社会環境の変化等により、児童相談所の必要性は今後も高くなることが予想されるため、将来を見据えたゆとりある相談体制の構築を進めることが重要である。</p> <p>札幌市の育成環境が子どもにとってより安全・安心で、日本中の人人が住みたいと思う街であるためにも、最高水準の児童相談所を設置のうえ、可能な限り多くの専門職員を配置してほしい。</p> <p>(類似意見 1 件)</p>	児童福祉法及び政令で定められている配置基準を満たすよう、専門職員を計画的に配置のうえ、相談件数等の推移や各取組の結果などを勘案し、必要な専門職員数の確保に努めてまいります。
28	令和4年4月までには常勤の弁護士を配置してほしい。	常勤の弁護士については、令和3年度中の配置を目指しているところです。
29	<p>施設の拡充や人材の確保だけでなく、職員を一人にしない体制づくりが必要である。</p> <p>少数の職員に難しい判断が委ねられ、対応を大きく間違えてしまうことがないよう、研修やマニュアル、施設・機関間のより密接な連携の充実など、現場の職員を十分にサポートできる体制や環境などを整えてほしい。</p> <p>(類似意見 4 件)</p>	業務に対する専門性はもちろん、職員としての姿勢や意識は重要であることから、研修等により相談や支援の質を向上させ、子どもや保護者からの信頼を得られるよう努めるとともに、現場の職員が持つ力量を十分に発揮できるよう、サポート体制の充実等を図ってまいります。
30	職員を募集するにあたっては、児童相談所の業務等を定期的に周知し、幅広く募集をかける必要がある。	いただいたご意見は、今後の取組を進める際の参考にさせていただきます。
31	国の配置基準を満たす児童福祉司と児童心理司の増員には全面的に賛成であるが、困難を抱える家庭が顕在化していくと、当然に一時保護を必要とする児童も増えるため、一時保護所の増設や定員拡充、対応する職員の増員などを検討する必要がある。	
32	専門職員の配置について、具体的な増員人数が示されていてとても良い。職員の研修がより実践的なものとなり、支援等の質がより高いものとなることを期待している。	

No.	意見の概要	本市の考え方
33	法に基づかない一時保護中の拘禁について、どのように考えているか。 (類似意見 1 件)	札幌市では、法令等に基づき、子どもの安全に配慮して適正に一時保護を行っているところです。今後、国のガイドライン策定を踏まえ、一時保護業務を含む児童相談所業務の評価について検討してまいります。
34	一時保護を必要とする児童は引き続き増加することが見込まれるため、仮設一時保護所の定員を拡充してほしい。	一時保護の受け皿確保は喫緊の課題であることから、短期間で設置可能な仮設（プレハブ造り）で設置することとしております。国の施設基準や建築関連の法令により、設置予定地における建物の面積等はある程度決まってくるため、現在進めている計画において定員を拡充することは困難です。なお、仮設一時保護所の設置とは別に、既存施設において一時保護専用施設整備を進めているところであり、引き続き多様な一時保護の場の確保に努めてまいります。
35	少ない職員数で子どもや家庭の状況を全て把握することは困難であるため、気になる子どもをリストアップするとともに、定期的に家庭訪問を行うと良い。	児童相談所、家庭児童相談室、母子保健の各担当部署で使用しているシステムを連携させ、データ活用により虐待につながるリスクを点数化する取組を進めているところです。いただいたご意見を参考に、引き続き在宅支援の強化に努めてまいります。
36	ネグレクト等の表面化しにくい課題にも、しっかりと対応してほしい。	いただいたご意見は、今後の取組を進める際の参考にさせていただきます。
37	札幌市の子どもと家族がより良い支援を受けながら明るい未来を築いていけるよう、職員の増員と組織体制の整備、社会的養育サービスの拡充を目指してほしい。	

4. 個々の子どもの状況に応じた社会的養護体制の充実

No.	意見の概要	本市の考え方
38	各区または数区に一つの一時保護専用施設ほか、里親、施設、ショートステイなど、社会的養護の資源整備を進める必要がある。	いただいたご意見は、今後の取組（「里親委託と里親支援の推進」、「施設機能の強化及び一時保護機能拡充」）を進める際の参考にさせていただきます。
39	障がい児を受入可能な一時保護専用施設の設置またはショートステイの新規設置が必要である。 また、その際は、一時保護中の通学の保障や、放課後デイサービスが利用可能となるよう、制度を整備することが重要である。	

No.	意見の概要	本市の考え方
40	一時保護専用施設または一時保護委託の拡充を図ることで、非行児、被虐待児、障がい児の混合処遇の改善が図られ、一時保護中の生活環境が良化する。	
41	乳児院や児童養護施設以外の児童福祉施設を運営する社会福祉法人についても、児童家庭支援センターの設置候補として明記してほしい。	現時点での具体的な設置候補は決まっていないため、どういったところに設置していくかについては、いただいたご意見を踏まえ、引き続き検討してまいります。

5. 関係機関との連携・支援の体制や支援制度の強化

No.	意見の概要	本市の考え方
42	児童虐待については、地域の声を吸い上げ、未然に防止することが最も重要である。相談が出来ない人や虐待と認識せずに行っている人は少なくないと思うので、退職した市職員や教員を、地域と行政をつなぐパイプ役のボランティアとして採用すると良い。専門的力量を持つ職員を配置・育成するだけでは限界がある。 (類似意見 1件)	いただいたご意見は、今後の取組（「児童虐待防止に向けた普及啓発活動」、「関係機関と連携した支援の体制」）を進める際の参考とさせていただき、地域全体で見守る体制・環境づくりにも努めてまいります。
43	就学児や学生の家庭の実態は、学校が最も把握しやすいと思う。学校現場または学校を通じて家庭から、地域の相談機関へ気軽に相談できるシステムが必要である。 (類似意見 1件)	地域に身近な立場で相談業務を行う各区家庭児童相談室では、学校訪問等を行い、これまで相談を受けていない家庭についても相談していただけるよう、学校に対して働きかけを行っているところです。 子どもにとって保育園や幼稚園、学校は、1日のうち家庭以外で最も長い時間を過ごす場であり、教職員は他の施設や機関よりも家庭の状況を把握しやすいと思われますので、引き続きこうした取組を着実に積み重ねることで、連携・協働関係を高めてまいります。
44	児童相談所に通告があった場合は、担当区家庭児童相談室はもちろん、地域の民生委員、主任児童委員にも可能な範囲で情報を提供してほしい。	児童虐待の予防や重篤化防止のためには、地域における様々な機関の連携が欠かせないことから、民生委員、主任児童委員の方々をはじめ、関係機関との有機的な連携に努めてまいります。
45	関係機関との連携強化にあたっては、精神保健福祉相談員や特別支援学校、障がい者相談支援事業所、生活困窮者自立支援相談機関等、連携強化の範囲拡大を検討すると良い。	いただいたご意見は、今後の取組を進める際の参考にさせていただきます。

No.	意見の概要	本市の考え方
46	児童相談に関する実態を研修会で学んだことがあり、児童虐待に関する様々な計画には期待するところがある。 しかし、実際に連携を強化するにあたっては、保育園などの各事業所が新規の取組内容等を深く理解することが難しい部分もあることから、研修会の充実や対応方法等をまとめたチャートなどがあると良い。	いただいたご意見は、今後の取組（「関係機関と連携した支援の体制」）を進める際や、計画案を策定する際の参考にさせていただきます。
47	学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを常駐させ、児童相談所と一緒に助言や支援を行うと良い。	児童生徒への支援において、スクールカウンセラー やスクールソーシャルワーカーと児童相談所をはじめとする関係機関の連携は重要であることから、いただいたご意見を参考に、スクールソーシャルワーカーの積極的な活用など、必要な支援へつなげられるよう取り組んでまいります。
48	貧困等の家庭の事情により、高校を中退せざるを得ない生徒が相談できるよう、スクールソーシャルワーカー等を活用した仕組みを整えるなど、在学中から生徒とつながっておくといった予防的な取組が重要である。	いただいたご意見は、今後の取組（「思春期・若年期の女性への支援のあり方の調査・検討及び取組の実施」、「母子保健相談体制の強化」）を進める際の参考にさせていただきます。
49	望まない妊娠や若年出産などに対し、安全に出産、養育していくよう相談窓口、出産支援や訪問支援の制度を整備し、継続的に支援展開することで、虐待予防を推進してほしい。	いただいたご意見は、今後の取組（「思春期・若年期の女性への支援のあり方の調査・検討及び取組の実施」、「母子保健相談体制の強化」）を進める際の参考にさせていただきます。

第3次札幌市児童相談体制強化プランの取組一覧と実施時期等

No.	意見の概要	本市の考え方
50	取組開始時期だけでなく、達成時期を明記してほしい。	定量的に表記できる取組内容については、図表29に記載したとおりとなっております。 (例)児童福祉司の国基準への増員：令和4年度までその他定性的な取組内容については、計画期間中に達成できるよう努めてまいります。

⑤ 第5章 (仮称)第二児童相談所設置について

No.	意見の概要	本市の考え方
51	身近な地域に第二児童相談所が設置されるとということで、その活動に期待している。 (類似意見5件)	いただいたご意見は、今後の取組を進める際の参考にさせていただきます。
52	札幌市の人口規模からすると、現在の児童相談所一所体制では不安がある。第二児童相談所の早期設置や、職員と予算の拡充が必要である。(類似意見4件)	

No.	意見の概要	本市の考え方
53	<p>現在の児童相談所が入っている児童福祉総合センターと同様に、第二児童相談所と福祉型児童発達支援施設及び発達医療センターを併設してほしい。</p> <p>また、併設にあたっては、設置予定地の旧水道局白石庁舎跡地では狭いと思うので、旧白石区役所跡地に設置してほしい。</p> <p>(類似意見 1件)</p>	<p>札幌市として第二児童相談所と福祉型児童発達支援施設及び発達医療センターを併設する計画はなく、第二児童相談所の設置は急務であると考えています。</p> <p>また、旧水道局白石庁舎跡地については、児童福祉総合センターのうち福祉型児童発達支援施設及び発達医療センター部分を除いた面積と同程度の面積を確保することが可能であり、児童相談所として必要な設備や機能を整備できると考えております。</p>
54	3階を男子、4階を女子及び幼児に分けた方が、性的な悪戯等が予防されるのではないか。	<p>食堂などと同様に、男女の居住エリアについても年齢等に応じて別とする予定です。</p> <p>安心・安全な施設となるよう、諸室の配置等を検討してまいります。</p>
55	基本設計や実施設計を行う際は、利用者の声をもっと聞いて、子どもの命や健康を守るために方策をより充実したものとしてほしい。	いただいたご意見を参考に設計作業等を進め、児童相談体制の強化につながるより良い施設となるよう努めてまいります。
56	現在の児童相談所と第二児童相談所には、リモートでのコミュニケーションが可能な設備を導入し、「顔が見える」関係づくりを行うことで、職員間の連携や信頼関係の構築等を図ってほしい。	
57	かつては非行が問題だったと認識しているが、現在は非行よりも養護相談（児童虐待相談）や障がい相談で児童相談所を利用している方が増えていて、現在の建物・設備的には対応が困難であることが、計画案を見てよく分かった。そのような中、第二児童相談所が開設されることは喜ばしいことである。	いただいたご意見は、今後の取組を進める際の参考にさせていただきます。
58	<p>10年後、さらにその先を見据えて設計してほしい。</p> <p>相談体制や機能、建物全体の構造等については、現場のニーズをくみ取ったうえで、十分に検討する必要がある。</p>	
59	受け入れ体制の拡充は良いことであると思う。今後拡充する際は、地域に身近な頼れる施設となるよう、利便性に配慮した場所に設置すると良い。	

⑥ その他意見

No.	意見の概要	本市の考え方
60	アドボケイトとか、アウトリーチ、フォースターリング機関など、原語そのまま使用していて分かりにくいので、日本語で言い換えるか、（ ）書きにして翻訳を入れてほしい。	「アドボケイト」、「フォースターリング機関」は、厚生労働省等でも使用されていることから、計画案においても使用していますが、一般的には分かりにくい言葉であることも考えられたため、脚注をつけています。 「アウトリーチ」についても、同様に脚注をつけました。
61	虐待されている子どもへの保護や支援だけでなく、虐待に至る保護者等への支援や、その対応にあたる職員のメンタルヘルスケアも必要である。 (類似意見 3 件)	いただいたご意見は、今後の取組を進める際の参考にさせていただきます。
62	ひとり親や思春期・若年期の女性以外にも、身近に相談できる人がおらず、行政に相談する勇気を出せずに一人で悩みを抱えこんでいる親や、家族の介護などにも不安を抱えながら子育てをしている高齢の親などもいるので、そういう親の支援についても検討してほしい。	

第3次札幌市児童相談体制強化プラン

令和3年（2021年）4月発行

編集・発行 札幌市子ども未来局児童相談所地域連携課

〒060-0007 札幌市中央区北7条西26丁目

電話：011-622-8620 FAX：011-622-8701

Eメール：kodomo.jisou@city.sapporo.jp



さっぽろ市

01-G03-21-591

R3-1-72